

第三部 新「日本国憲法」案の解説（後編）



第四章 行政

第六五条 行政権と行政府の構成

……261

第一節 總統

第六六条 總統の地位

……264

第六七条 總統の資格

……265

第六八条 總統選挙

……268

第六九条 總統の任期と就任の宣誓、  
兼職禁止

……269

第七〇条 總統選挙と任期初日等の日程

……270

第七一条 總統の給料

……271

第七二条 總統の指名及び任命権

……272

第七三条 總統の解職権

……272

第七四条 法律の公布と

……273

第七五条 總統の署名拒否権と  
總統の議案提出権と

政令制定権……274

第七六条 予算に係る總統の権限

……275

第七七条 条約に係る總統の権限

……275

第七八条 總統の統帥権

……276

第七九条 非常事態に係る總統の権限

……277

第八〇条 内閣の要請に拠る

……278

第八一条 總統の認証

……279

第八二条 總統の国会への出席義務

……280

第八三条 總統の失職要件

……281

第八四条 總統の弾劾要件

……281

第八五条 總統の辞職要件

……282

第八六条 總統代行

……283

第二節 内閣

第八七条 内閣の構成及び大臣の資格

……285

第八八条 大臣の任用

……286



	任期と登用の年齢制限……………	304
第五章 首都及び地方自治		
	第二一〇条 特別直轄市並びに	
	地方公共団体の設置……………	308
第一節 特別直轄市		
	第二一一條 日本国の首都……………	309
	第二一二條 特別直轄市の場所と住民資格……………	309
	第二一三條 政務長官……………	311
	第二一四條 特別直轄市の予算と法の決定……………	311
	第二一五條 特別直轄市の職員……………	312
	第二一六條 特別直轄市に於ける	
	住民の参政権の制限……………	312
第二節 地方公共団体		
	第二一七條 地方自治と	
	地方公共団体の定義……………	312
	第二一八條 州の権限……………	314
	第二一九條 郡・市・町及び村並びに……………	314

	特別市及び区の設置と各々の権限……………	316
	第二二〇條 各地方公共団体の首長……………	318
	第二二一條 州等の議会の選挙……………	318
	第二二二條 州等の議会の	
	議決並びに村の集会……………	321
	第二二三條 地方公共団体間の	
	合併又は境界線変更……………	322
	第二二四條 市から特別市への移行……………	322
	第二二五條 住民投票の制限……………	322
	第二二六條 郡に於ける	
	長の選出及び議決……………	322
	第二二七條 地方公共団体の職員……………	323
	第二二八條 国家行政府に抛る単一地方	
	公共団体対象法の制定要件……………	324
	第二二九條 自治会……………	325

第六章 司法

第一節 裁判所に関する通則

第一三〇条 裁判所と裁判官の地位

…… 3 2 6

第一三一条 裁判所の種別 …… 3 2 6

第一三二条 裁判官の資格 …… 3 2 7

第一三三条 裁判官候補者選考委員会 …… 3 2 8

第一三四条 裁判官人事に係る権限の制限 …… 3 3 0

第一三五条 裁判官の任期 …… 3 3 1

第一三六条 裁判官の報酬 …… 3 3 2

第一三七条 合議制裁判 …… 3 3 2

第一三八条 裁判の公開と評議の秘密 …… 3 3 3

第一三九条 裁判の進行遅延に対する  
裁判所の権限 …… 3 3 4

第一四〇条 裁判所に於ける職員の登用 …… 3 3 4

第二節 最高裁判所

第一四一条 最高裁判官の選出 …… 3 3 5

第一四二条 長官の選出と権限 …… 3 3 6

第一四三条 終審裁判所／違憲立法審査権 …… 3 3 8

第一四四条 規則制定権 …… 3 4 0

第一四五条 恩赦に対する権限 …… 3 4 0

第三節 下級裁判所

第一四六条 下級裁判所の種別 …… 3 4 1

第一四七条 下級裁判官の選出 …… 3 4 2

第一四八条 下級裁判官の一斉改選 …… 3 4 3

第一四九条 各下級裁判所長の選出 …… 3 4 3

第一五〇条 初等裁判に於ける住民参加 …… 3 4 3

第四節 検察機関その他

第一五一条 検察庁の地位 …… 3 4 5

第一五二条 検察官の任務 …… 3 4 5

第一五三条 検察官の任期と任免 …… 3 4 5



## 後編 総論

第三部は、筆者が提案する新たな日本国憲法（以下、本案）の下に構成・組織される日本国の国家機構の在り様について、詳しく解説を試みるものである。

本案が意図する国家機構の制度は、早い話が「大統領制」。立法・行政及び司法の各々を人事面で完全に独立させ（兼職無し）、所謂「三権分立」―独裁を防ぎ共同体を民主的に営む上で不可欠な要素―を、「議院内閣制」の現行憲法よりも徹底させる形とした。但、立法に関し、行政府に拠る議案提出権は残した。是は、特に有事等（武力を伴う行い―狭義の「有事」―の

他、地震や暴風等に因る大規模災害を含む。以下同じ）を始め緊急を要する事由が発生した場合、行政府の働きに依存する比重が大きくなる事を考えたからだ。

### 第三章 立法

#### 第四三条―唯一の立法機関

第四一条 国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。

本案では敢えて、国会について「国権の最高機関」とは記していない。其は「第四章の解説で詳述するが」、行政府の長を「元首」とするからであつて、亦、閣僚

も、任用に際しては国会の議決を経るものの、基本的には行政府の長の意思に拠って国会の外から選ばれるからである。前者について更に云うと、名実共に最終的な権限を行使する地位を其の国家の元首とする事は、其に拠ってどうしても、元首が其の国家に於ける「国権の長そして最高機関」と云う事に成る。「元首」とは即ち、国家機構に於ける「最高の地位」を表す語だからである。

代わりに、と云う訳では無いが、此の条文を以て、国会を「日本国に於ける立法機関」の名称として規定した上で、第二項に於いて、憲法改正を始めとして国家予算、法律そして条約の扱いについて、国会を通る事無しに効力が生じない事を

併せて明記した。現行憲法中の「国の唯一の立法機関」の役割を二つの項に分ける格好に成ったが、国会の地位を表すにはこうした方が、大衆にとっては判り易からうと筆者としては考えた。

#### 第四四条——単院制／総定数の上限

第四二条 国会は、衆議院及び参議院の両院でこれを構成する。

第四三条 両議院は、《全国民を代表する》選挙された議員でこれを組織する。

両議院の議員の定数は、法律でこれを定める。

第四八条 何人も、同時に両議院の議員たることは出来ない。

【旧憲法】 第三三条 帝国議会は貴族院衆

▲議院の兩院を以て成立す

第三四条 貴族院は貴族院令の定むる所に依り皇族華族及勅任せられたる議員を以て組織す

第三五条 衆議院は選挙法の定むる所に依り公選せられたる議員を以て組織す

第三六条 何人も同時に兩議院の議員たることを得ず

日本では、国会は「単（一）院制」で充分である。其は、日本がアメリカ合衆国やロシア連邦の様な「多民族の連邦国家」でも無ければ、欧羅巴諸国等の様な「貴族或いは部族制度を軸とする階級国家」でも無いからである。

其の国会は当然、本案の下でも成年者たる国民に拠って普通選挙（第二六条の解

説を参照）を行い其処で選ばれた人々、即ち国会議員に拠って組織されるが、現行憲法では「全国民」と成っている箇所を本案で「原則として全ての成年者たる国民」と敢えて記した。「全国民」と云うと、解釈に因つては未成年者（子供）も含むものと誤解されかねないからであり、亦、「原則として」と記したのは、同じ成年者たる国民であっても、犯罪に因つて刑に服している者は当然、参政権を行使し得ないからである。

そして、其の国会の総定数を「五〇〇人以下」と敢えて本案で規定するのは、「間接民主制」―国民が選挙を以て送り出す代表者「群」に政治の運営を託す―の原則の下、議会在立法機関としての機

能を円滑に果たすには此の人数が限度、と考えた上、「政治に余計な金銭と人員を使わない」と云う意味を象徴的に持たせる狙いも込められている。



帝国憲法下の日本には、江戸時代の武士階級を土台とした殆ど世襲の「華族」

（各人の家系や業績に応じて公・侯・伯・子及び男の各爵位だんのしやくゐが与えられる）が在り、天皇が主に其の「華族」から任命した人々に拠って「貴族院」が構成され、民衆の選挙（一九二〇年代半ばなか迄は一定金額以上の直接納税が投票の条件と成っていた）に拠る代表者達で構成する「衆議院」との両（二）院制に成っていた（「言う迄も無いが「男尊女卑」が暗黙の国是と成っていた頃の事、参政

権は当然な乍ら「大人（但し二五歳以上）の男の特権」だった」。両議院の権限は名目上、対等だったが、前者が後者の意思を牽制・阻止する事で、天皇の命を背景とする「華族」群の利益が保護されて来た。

現行憲法の実質著作者である連合軍司令部―アメリカ合衆国を中心とする―は其の草案で「三〇〇人以上五〇〇人以下の議員で構成する、単院制の国会」を示したが、其に対し、日本側が「理論的に明白なものはないが、歴史的に見て両院制が良いと云う結果を経験している」「参議院を抑制機関とし、慎重練熟の要素を織り込む事で多数党の一次的横暴を抑制出来る」等と抵抗した（「ごねた？」）―恐らく、各々自身の「私益保護」（早い話が

「保身」を狙った当時の「華族」達の声を受けてだろう―挙句に叶ったのが、現行憲法下の両院制である。

第二次大戦の結果に因り、アメリカ合衆国を中心として形成された、対日占領の為の「連合軍」。其の合衆国に於ける国会（連邦議会）は、発足（一七八九年「寛政元」）当初から両院制で且つ共に普通選挙に抛り選ばれる議員で構成されるが、「元老院」と称する上院（任期六年。「代議院」（下院は二年）は各州（首都ワシントンは除く）毎に二人分ずつの議席が割り当てられており（人口に関係無し）、条約の締結や上級行政職（閣僚・大使等）の任命に際して優先的な審査権と議決権が与えられる等、寧ろ「上院優越」の両院制と成っている。

合衆国は多民族国家だ。開拓を始めたのは白人（主にイギリス系）達だが、定住しているのは彼等の子孫だけでは無い。黄人（黄色人種。俗に「インディアン」と呼ばれる先住民族も是に属する）も居れば、黒人も居る。そして、各州が独立国に近い権限を以て自治を行っている。即ち、合衆国が、多民族故に、亦、高度な自治権を行使する共同体の集合体としての国家故に、各州の利益・強いては各民族の利益を国政に反映させるべく、「上院優越」の両院制が採られている―と筆者には思える。

さて他方、「下院優越」の両院制が採られている主な国家としては連合王国（イギリス）とドイツ連邦共和国が挙げられるが、共に上院の議員は普通選挙に抛

つては選ばれない。「貴族院」と称する前者の上院は文字通り、帝国憲法時代の日本と略同じく君主（国王）に拠る貴族からの任命で構成され、各州の政府が其の閣僚や州議会議員から選ぶ人々で構成する後者の上院（連邦参議院）は中世（五乃至一六世紀。日本で云えば「大和」から「安土桃山」迄の間）の「諸侯会議」が前身と成っている。そして共に、下院の議決を覆す権限は無く、取り扱える議案も、下院と比べる迄も無く、範囲が極限られている。

欧羅巴では、其の他の国々でも概ね、両院制—上下双方の権限が対等なものも含め—が採られているが、ロシアは合衆国と略同じく高度な自治権を持つ小国の群に拠る連邦国家であり、他の欧羅巴諸

国は略例外無く「貴〔華〕族」或いは「諸侯」と云った「特権階級」の歴史が在り、上院の存在も其が基礎と成っている。

諸外国を引き合いに出す事は一先ず此処迄として再び、日本の場合。

現行憲法の下、特権階級と云えば天皇そして皇族だけ。本案が実際の憲法と成れば、彼等皇室の人々も、法の上では同じ国民と成り、「生来の」特権階級では無くなる。——「栄典制度は在っても良い」と前編・第六条第三項の解説で述べたが、本案中の「栄典」とは勲章や称号と云った類であり、其の授与に伴う「特権」も国事としての儀式や行事への参加に留まり、政治上そして経済上の特権は生じ得ない。

他方、「民族」に關して云うならば、何人かの政治家が口にした事の在る「単一民族国家」では決して無く、嚴密に云えば、所謂「大和民族」とは異なる民族が北海道と沖繩（琉球）に各々居るが、各々同じ民族の成年者たる人々全員が一致して政党の類を組織し国政選挙に参加しても、前者（「アイヌ」）は国会議員を独自に送り出すには遙かに遠く、後者も法案を独自に提出するに必要な人数（現行憲法下では共に、衆議院で二〇人以上、参議院で一〇人以上、各々賛成者を必要とする…国会法五六条）を得るには遠く及ばない（沖繩県内の成年人口は約一〇一・七万人；第一八回国政調査・二〇〇五年一〇月現在）。其の上、後者・沖繩は現行憲法作成から二〇数年間、此の国・

日本の領域では無かった。

こうした条件下で現行憲法を通して採り入れられた、世界でも唯一一筆者が知る限り一の「両院共に公選且つ下院優越」の国会。「参議院」と称せられている其の上院は、占領下に在ってこそ其也それなりの機能を果たしていた（「かの如く見えた」（参議院独自の政党「緑風会」〔六二年解散〕が同院で総定数の三分の一強を占め、法案の半数前後が同院で修正・否決された）が、日本の主権が回復した（一九五二年「昭和二七」）後は殆どの場合、「衆議院の炭素複写カーボンコピー」と揶揄やゆされるが如く政府・与党一「下院優越」の規定に拠り、衆議院に於ける多数意思に基づいて構成される一の法案追認機関と成り下がり、通常選挙（参議院については、定

期的に「半数ずつ」を改選する為、此の名が付けられている）が単独で（衆議院総選挙と同時に無く）行われる際に政府・与党がたまたま不祥事を引き起こした際には逆に、両院の多数党が各々異なる、と云う現象が生じ、故に、新たな法律を制定しようとも、「与党が衆議院にて三分の二以上の議席数を確保している場合を除けば」其が殆ど出来なく成る——と云った事が、繰り返すが如き格好で、今日に至る迄、延々と続いている。

話が遠回りし過ぎた様だが、こうした歴史的経緯を踏まえた上で今一度、「政治的特権階級の不在」と「居れど極少ない異民族」、故に「不要な連邦制」——と云った事々を考え併せるならば、「両院制

---

は日本には要らない」即ち「日本の議会は単院制で充分」と云う結論に落ち着く、と考えるのは果たして、筆者だけなのか。さて、総定数の制限に関して語る為に再び、現行憲法草案中の「…五〇〇人以下の…単院制に拠る国会」に話を戻すが、連合軍が此の文言を現行憲法草案に示したのは、第一には「華族」の廃止に因つて、国会を両院制とする意味が日本には無くなる」と考えたからに他成るまいが、其の上で恐らく、「政治に余計な金銭と人員を使わない」と云う象徴的な意味としての狙いも込めていたのだろう。——との推定は、是も筆者の想像の域を脱しないのだろうか。

## 第四五条——選挙人及び議員の資格

第四四条 両議院の議員及び《その選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によって差別してはならない。》

選挙人の資格について、「同じ国民の間の差別の否定」は既に第一八条で明確に述べており、尚且つ、其の精神に基づいて普通選挙が行われる事を第二六条で明確に述べているから、此処で敢えて繰り返す必要も無かるう。他方、「成年者たる日本国民である事」を選挙人資格の第一条件として敢えて記したのは、国政を直に営む人々を選ぶ権利が「其の国の国民だけが行使出来る権利」である事を

「念を押して」明確に示す事こそが必要、と考えるからである。

其の上で、国会議員の資格について、「最小限五年間、日本国民として選挙権を行使し、且つ棄権が無い事」を基本的条件に加えたのは、少なくとも其の五年間に行われる普通選挙には必ず「投票所に足を運んで票を投ずる」と云う行いこそが、国政を直に営む役割を担うには最低不可欠の義務、と考えるからだ。同じく五年間に「犯罪行為の経験が無い事」をも基本的条件としたのは、率先して善事を行い亦悪事を行わずに生活を営む——公私共に大衆の模範と成る——と云う事が、是も国政を直に営む役割を担う為には最低不可欠、と考えるからに他成らない。

本案では国会議員の資格について「何歳以上」旨の文言を記していないが、義務教育（前編・第二条の解説参照）を卒業し無給奉仕活動（同前）を経て大学（同前）を卒業、そして社会人として少なくとも三年は働く―と云う事を政治の現場で働く上での基準として考えた上で、「二五」又は「二六」歳」を最低年齢として法律に明記する必要が在ろう。政治の第一線で働くには先ず、選挙（投票）権の行使の経験と併せ、実社会（―世間）に於いて働く経験も、共に或る程度は積んでおかねば、一般大衆の需要と利益に叶う政治は望むべくも無いだろうから。

#### 第四六条――固定任期

第四五条 衆議院議員の任期は、四年とする。但し、衆議院解散の場合には、その期間満了前に終了する。

第四六条 参議院議員の任期は、六年とし、三年ごとに議員の半数を改選する。

国会議員の任期を三年に固定した。

先ず、解散が在っては、各政党・各議員は立法作業に専念出来難く―現行憲法下の国会「特に衆議院」議員からしてそうだ―、亦、解散で「立法の空白」が生じた所に、新たな法律が緊急に必要と成る事態が起こった場合、迅速な対応が困難に成るからだ。其処で、解散を無くす代りに任期を短くした。但、任期が一乃至二年では政治の運営に不可欠な或る程度の計画性・継続性が確保出来なくなる

と思われるので、三年が妥当、と考えた。

議会―国会のみならず、地方議会も―の解散を認めず任期を固定する事は亦、国民の審判を「定期に」受ける―無論、選挙を通して―事を意味する。其は、合衆国の例（議会の解散が無く、選挙は二年毎・西暦が偶数の年に必ず行われる）に倣う迄もなく、「権力を縛る」―憲法の本来の目的とされる―上でも重要な意味を持つ。即ち、国民にとって最も身近な統治機関である議会についてそうする事に拠って、「選ぶ側」にとつての利益に叶う（議会の解散「↑「選ばれる側」の一方面的な都合」が無い事で「国内問題に因る人為的且つ突発的な事」が略無くなり、故に地域の行事（特に学校の運動会や学芸会等）の

計画的な運営が略約束される―一具体例）と共に、後で述べる「行政と司法に関する双方各々の要員の人事」に議会の「眼」を行き届かせる事に拠り「三権分立」に基づく政治が円滑に営まれる上でも必要不可欠―と考えるからである。

其の上で第三項目を設け、国会議員の任期の残りが一年未満の間に日本国内で疫病が流行り、或いは大規模な自然災害又は武力攻撃に直面したが故に、複数の「州」（第二―八条参照）が復旧に年単位を要する壊滅状態（↑選挙所じゃない！）と成り且つ多数―具体的な数値は法律で定めるが、一〇〇〇人以上が妥当か―の国民が死んだ場合に限り、其の発生日から一年を超えない範囲内で任期の延長と

総選挙の延期を国会の議決で出来る様にしている。「東北地方太平洋沖地震」（二〇一一年（平成二三）三月一日）に拠る諸災害（呼称「東日本大震災」。以下「三・一一」と同規模の場合が正に、是に当たる。其の替わりとして、延期後の始めに行われる総選挙で選ばれる国会議員の任期を前任の延期分だけ短縮するのは、国家机关の定期的な人事の周期（三年）を固定した状態に保っておきたい、と考えるからだ。――此の規定は、行政府の首長並びに地方公共団体の首長及び議員・各々の選挙についても準用するものとしている（前者は第七〇条の第二項を、後者は第一二〇条の第三項と後者は第一二二条の第三項とを、各々参照の事）。

#### 第四七条――全国一区と政党名投票

第四七条 選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。

国会の選挙区については、日本の領土の全域を一区域とした。是に拠って、特定地域への利益誘導―所謂「地域利己」―を予防出来る、と考えるからだ。

政党名で投票する事としたのは、議会政治が飽く迄、政党と云う、同一の思想信条・主義主張の下に現住の共同体を縫り良くすべく政治活動を行う事を目的とする団体を介して営まれる「集団業」であり、此の大原則は先ず、永久的に変わ

らないからだ。



国会議員選挙の具体的な規定については当然、法律で定められるが、本案第四七条は「拘束名簿式に拠る比例代表制」

（選出順位を示す数字が候補者名の前に付けられた名簿を公示日に提出、投・開票に拠って其の政党が規定以上の票数を得た場合、若い数字から順を追って当選者が割り当てられる）を前提としている。

言う迄も無いが、人には各々、得意な分野と苦手な分野とが在る。此の事を充分に認識した上で、「情」の要素（縁故等）をきっぱりと排除し、一期（二年）の間、どの分野を優先させ、其に詳しい——可能な限り「精通している」——党員を優

先的に国会議員候補とし、議案作りに取り組んで行くか。——本案に基づく比例代表の選挙制度下では、「或る意味で」経営者としての——と言っても過言ではあるまい——各党首の実力・真価が現行憲法下以上に問われる事と成ろう。



さて、選挙の公示「又は告示」から投票前日迄の間に不可欠な「選挙運動」に關して、此の場で述べておきたい。

正直な所、本案が実際の憲法と成る以前・即ち早急に、現行憲法下の法律（此の場合<sup>おも</sup>は主に「公職選挙法」）に拠る規定・整備を強く強く望む事々が少なくとも以下三つ、在る。

1. 供託金を廃止、其に代え、一候補者当たりで一定複数以上の成年者たる国民の自筆署名に拠る推薦の書面の提出。

▷二〇一九年現在、国会議員選挙に直に参加するには、一候補者に付き六〇〇万円（比例代表選出の場合。以下同様）を供託として用意し、公示〔又は告示〕の前の日迄に支払わなければ成らない。議案提出権（但し予算関連分を除く）を得るには、衆議院で二一人・参議院で一一人が必要と成るから、前者で一億二六〇〇万円・後者で六六〇〇万円の供託金が必要と云う事に成る。

政治に直じかに関わるに相応ふさわしい能力を持ち「我が共同体（国）を繕より良くしたい！」と云う思いに燃えているも、

金銭が足りぬが故に選挙に参加出来ず、故に政治に直じかに関われない——と云う人は少なからず居るだろう。此の事は正に、民主政治の理念である「公平」と「平等」に反する事では無かろうか。

其処で、供託金の制度を廃止する一方、「成年者たる複数の日本国民の自筆署名に拠る推薦の書面」を公示〔又は告示〕当日の立候補受付の際に提出する事を当該選挙への参加要件とする。——其の「複数」については、一候補者に付き少なくとも二〇〇人と云うのが妥当な所だろう。国会の場合、どう少なく見積もっても一議席当たりで二〇万人台の成年国民と云う事と成るから、其の一〇〇〇分の一の人々の賛同

は立候補に先ず必要、と考えるのが自然では無かろうか。

2. 何れも選挙運動の期間中（公示〔又は

告示〕から投票前日迄の間）に於いて――

- a 全政党参加の討論会の開催。
- b 放送番組に於ける「全政党均等時間」の確保。

- c 全ての政党が各々、放送媒体に於ける広告を「同一時間帯・同一回数・同一延べ時間」で放送出来る様にする事。

▷「a」は「当該選挙に参加する全ての政党―公示〔又は告示〕の時点で議席を持っていない、新たに参入しようとするものも含む。以下同じ―の各代表者を一堂に集めての討論会を中央選挙

管理会（以下、中選管）として催し、其の模様を電テレビジョン影ジョンに拠る生中継放送（主に地上波放送並びに放送専用衛星（BS）經由の衛星放送）を通して公開する」事であり、「b」は「選挙期間中にのみ放送される「政見放送」とは別に、其以外の各放送番組―主に常設の報道・情報番組―に於ける選挙報道に於いて、当該選挙に参加する全ての政党〔の各代表者〕の言行を「同一の時間ずつ」紹介する様、放送事業者に義務付ける」事。そして「c」は「当該選挙に参加する全ての政党が各々、例えば「一日当たり一分間・七時台と二〇乃至なほ二一時（夜八〜九時）台に三〇秒ずつの放送コマーシャル広告を流す（但し、前の番組の終了から次の

番組の開始迄の間の時間帯（スポット）に限る（政党が番組の広告主である—そう成れば、現行憲法下の法律でも求めている「放送の政治的公平」に反する事と成る—かの如き誤解を視聴者に与えない様にする為）—様に「する」事である。

国会議員選挙が行われる毎に、既存政党以外の政党及び政治団体が複数、国政への新規参入を目指して候補者達を擁立し、選挙に参加して来た。が、新聞や放送は「「政見放送」や広告を別として」、専ら既存政党の国会議員「及び其の経験者」の言行を記事や番組で扱い、其以外の「新規参入希望者達」を殆ど徹底的に無視して来ている。選挙と云う行いは、言うなれば「現

状を一旦、二元（リセツト）に戻した上で複数他者（＝有権者）の判断（＝審判）を求めると云う行いである—陸上競技の走路内「中（長距離）」競走（レース）に譬（たと）えると解り易（やす）から—から、選挙の初日（＝公示又は告示）の日の時点で一旦、横一列に並べた上で、同一の課題について同一の時間・同一の字数で互いに語る、と云うのが「公平」と「平等」に叶う—と考えるのが自然と云うものだろう。

公職選挙法の一部（「選挙運動」の章）が一三年五月に改定され、間網（インターネット）の活用に使（つか）える選挙運動が同年七月の参議院議員通常選挙（参院選）から認められ、党の扱（ト）い付属（ホームページ）の「電日記（ブログ）」や電子私信（メール）を含む—を選挙期間中にも更新出来る

事と成ってはいる〔間網を巡る技術革新は想像以上の勢いで進んでおり、更に間網を通し同時進行で遣り取りを行う会員制の「社交型接続網役割」(SNS。前編・第二条の解説参照)も普及を見えており、其を各議員に使わせている党も少なくない〕。

併し乍ら、放送・特に電影の大衆に対する影響力は、日本に於いては依然として大きい〔日本にて「SNS」(中、主として携帯電話を介しての遊戯の配信)を業とする会社が電影放送の広告を通しての大量宣伝で顧客を増やした事は良く聴く話〕。其の「特殊事情」を考え併せるならば、日本の場合は、放送を介しての選挙運動について特に、

公正と公平が最大限に確保されるべき  
—と云う結論に異論が在ろうか。

3. 政党助成金の廃止と引き換えに、前述2.の各号を行うに掛かる金銭の不足分程度を中選管が助成する事。

▷政党及び政治家に対する国家機関の干渉と介入—金銭を出す者は口を出す—を恐れる迄も無く、一旦、各政党の手に渡ったら、後は各政党の判断で何に使っても良い—無論、選挙違反に成らぬ限りに於いて—「政党助成金」は廃止されるべきである。そして其の一方、中選管として、「選挙運動の為だけに、公示〔又は告示〕から本投票前日迄の間に限り」との条件を厳格に示し且つ

前述「2.」の各号に掛かる費用の額を  
書面や間網で明示した上で、当該選挙  
に参加する各政党に収支報告書を提出  
させ、前述「2.」の各号を行うに必要  
な費用の額について不足が生じている  
場合に限り、其の不足分を助成（早い話  
が「補填」<sup>てん</sup>）する制度を新たに設ける事  
で、「政治に直<sup>じか</sup>に関わるに相応<sup>ふさわ</sup>しい能  
力を持ち「我が共同体（国）を繕<sup>よ</sup>り良  
くしたい！」と云う思いに燃えている  
も、金銭が足りぬ」人々に政治への直  
接参加・即ち選挙への参加を促す事。  
其こそが、其の共同体（国）の政治を  
活性化し、民主政治を頑丈<sup>べんじやく</sup>で磐石<sup>ばんせき</sup>なも  
のとしていく事に繋がる―と筆者とし  
ては考える。

#### 第四八条―賃金等と限度額

第四九条 両議院の議員は、法律の定めるところにより、国庫から相当額の歳費を受ける。

現行憲法に在って、国会議員に支払われる金銭だけが何故「歳費」と成っているのか、理解に苦しむ所だが、本案では取り敢えず、其を「報酬」とした上で、行政府の長（第四章の第一節で詳述）に支払われる金銭の額を超えない、と云う旨を記す事で、上減額―議長に支払われる―について歯止めを掛けた。行政府の長は本案の下では国家の元首、即ち最高の公職であり、当然、全ての公職中で最も多い金銭が支払われるべきだからである。

#### 第四九条——不逮捕特権と其の例外／

#### 犯罪行為に因る議員失職

第五〇条 両議院の議員は、《法律の定める場合を除いては、国会の》会期中逮捕されず、会期前に逮捕された議員は、その議院の要求があれば、会期中これを釈放しなければならぬ。

第五五条 両議院は、各々その議員の資格に関する争訟を裁判する。但し、議員の議席を失はせるには、出席議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

国会議員の「不逮捕特権」は、議事の進行に支障を来さない為の規定の一つだが、第九条第三項の第四号(前編の解説を今一度、参照の事)に反する行いを其の例外と

したのは、同号に反する行いが孰れも、他人が生きる権利を脅かし又は奪う行いであり、公職の何たるか以前の、人としての根本に関わる問題だからである。

其の「人としての根本に反する」行いを含め、会期前に悪事を働いて逮捕された国会議員については、国会に於いても、議員間(仲間内)で弾劾し解職すべきか否かを問うべき—と考え、「不逮捕特権」の項に続ける形で議員間に抛る弾劾の規定を繕り判り易い様に「するつもりで」表記した。此処で弾劾の対象と成る「悪事」には当然、国会議員と成る為の資格に関する事も含まれる。

此の件に関連し、現行憲法では第五五条に在る「資格争訟」の規定だが、本案

では敢えて記さなかった。抑、<sup>そもそも</sup>「争訟」が「訴訟（裁判）」とは違い日常生活では先ず使われない言葉である上、国会議員と成る為の資格は予め法律で事細かく規定されており、若し其に違反すると遅くとも開票終了の段階で逮捕され裁判の対象と成り、故に当該選挙終了以降の国会で議員間の制裁の対象と成る事等先ず、在り得ないからである。

現行憲法の下でも、国会に於ける「資格争訟」は今に至る迄、一件も行われていない。

### 第五〇条——

議員発言の域外責任不問と其の例外

第五一条 両議院の議員は、議院で行った演説、討論又は表決について、院外で責任を問はれない。

此処で云う「法律で定める場合」とは、国会議員の発言に拠って名指しを受けた〔公職に無い〕個人が其の発言の為に自らの生存権を奪われた—含む自殺—ものとして訴訟（裁判）を起こし、其を裁判所が認定した場合を指す。そう成ると、当該議員は弾劾の対象と成る。事を追及する、と云う行いは国会議員の職務の一つだが、其にも個人、特に公職で無い民間の人に対しては或る程度の思い遣りを持って臨む<sup>のぞ</sup>を肝に銘ずべき—との意味を込め、憲法的一条文として書き記した。

## 第五十一条――

### 議長及び副議長の選出と任務

第五十八条①両議院は、各々その議長《その他の役員》を選任する。

現行憲法では議決に関する以外、国会議長の存在については前枠の通り、極簡単に述べているに過ぎないが、本案では、第五十一条で国会議長と副議長・各々の存在を明確に定義付けると共に、選出方法と任務の内容とを明記した。

其は先ず、会議と云う行いが、議長の存在無しには何も進まないからであり、亦、議長の仕事は、議事の議決に際して最終的な意思を決めるのみ成らず、当然

乍ら実務の領域に在っても多岐に互っているからである。

## 第五十二条――常会の会期等

第五十二条 国会の常会は、毎年一回これを召集する。

国会を年二回の召集とするのは、現行憲法の下に在って必ず毎年、年一回の「常会」（原則として一月下旬から五箇月間）に加えて最低一回の「臨時会」が殆ど定期的に行われている（概ね九月下旬から一二月上旬前後迄）実状を踏まえたものである。

其の上で、毎年度の上半期に行われる国会を前年度の決算について、下半期に行われる其を次年度の予算について、各

々優先して審議そして議決する機会として定義付けた。

其の上で本案では、更に念を押す意味で、別に定める法律の規定に従いつつ其の延長を必要に応じて行える旨を加えた。

但、国会議員の総選挙或いは元首兼行政府の長（第四章第一節の解説参照）を決める選挙が行われる時期に掛かる場合には、「国家の存亡が短期（時）間で左右されるだけの事態」（第七九条の解説参照）に直面した場合以外は当然、其の選挙の直後に行われる国会（第五四条の解説参照）に持ち越しと成る。

本案では、以上の規定に基づく国会について、「常会」では無く、敢えて「定例会」と称している。現行憲法下の「国会

の」常会」と云う語が大手報道機関に拠り「通常国会」と言い換えられている事情も在るが、日常生活に在っては下より一般の会議に在っても先ず使われないであろう「常会」よりは、「定例会」と言う方が判り易からうと筆者としては考えるからだ。



本案は、毎年の会計年度を「一月一日から同年の一月三十一日迄」とする事を前提に組み立てている。換言すると、暦――修正太陽暦（「グレゴリオ暦」とも云う。地球が太陽の周囲を廻る間隔に設定してはいるが、誤差が生ずるとの理由から、三六五日を持って一年を原則とした上で四年毎に一日を加えて「閏年」帳尻を合わせている）に基づく一の上で

の一年間が其の儘、国家の会計年度と成る訳だ。

会計年度と云う觀念は江戸時代迄の日本には無く、一八六九年（明治二）から法整備が成され、其の間に年度の初日を数回替えた後、一八八五年から四月一日が会計年度の初日と成って今日に至っている―との事。如何なる意図でそう成ったか、については文献が無いが故に知る由も無いが、一〇〇余年に亙って今に続く其の慣行を敢えて変える事―早ければ現行憲法の第一次全面改正が叶うと同時に―を此処に提唱するのは何故か。―其は、四月一日を初日とする現行会計年度の設定が、二つの意味で現に無理が掛かっているからである。

年度替わりには大規模な人事異動が必ず在り、其に伴って引越（転居）が付き物と成るが、現行の会計年度下では多くの場合―土曜と日曜が三月三〇日から四月二日迄の間に在る年を除けば―、異動対象者は其の引越の為に、休暇を別に得なければ成らない。第一、三月三一日と四月一日は、共に「国民の祝日」等の法定休日では無い。其に、異動対象で無い人にとつては、平日（就労日）が続く間に年度替わりと在っては、氣持の切り替えも遣りにくい所だろう。

以上が、現行会計年度区分を見直すべき第一の理由。今一つの其は、国家機構を始めとする公共機関に於ける予算の設定に関わる事である。現在、此の国・日

本の国家予算は毎回、補正分を除いて二月下旬に政府案が決まり、其は年末年始を挟んで国会（常会）の開会と同時に提出される。国会の開会は「余程の事が無ければ」一月二〇日前後。予算の施行日は四月一日。其の間、七〇日前後。増して両院制の現行憲法下、一般会計だけでも九〇〇頁前後に亙る予算書を一議院で三五日前後ずつの間に全項目について丁寧に吟味しつつ審議を尽くすにはどう考えても無理が在る、と考えるのが自然だろう。国会を単院制にすれば全項目を丁寧に吟味しつつ審議を進められるかも知れないが、其でも予定通りの期日に施行するには「ぎりぎり一杯」と云うのが「関の山」だろう。

「一月一日」は、太陽暦を使っている国家であれば、殆ど必ず「祝日」即ち法定休日と成っている。だから、会計年度の初日も其の一月一日とする事は、前後に合わせて数日の休日を設定すれば、殆ど世界共通且つ一番合理的な期日設定である、と筆者には思える。

### 第五三条——臨時会の会期と目的

第五三条 内閣は、国会の臨時会の召集を決定することができる。いづれかの議院の総議員の四分の一以上の要求があれば、内閣は、《その召集を決定》しなければならない。

前条にて規定の通り、本案の下では国会の定例会が年二回行われ、尚且つ其は、

国政選挙が控えている場合を除いて必要に応じて延長出来る様に成っている。従って、現行憲法下で当然の如く、臨時会が毎年、行われる——と云う事は本案の下では先ず、起こり得まい。但、定例会が閉会した日時から次の定例会が開会する前の日時迄に有事等の「緊急を要する事態」が発生した場合の為に、臨時会召集の規定を本案でも記している。共に現行憲法中の、「内閣」を「第四章で定める機関」（『行政政府。第八〇条の解説で詳述）に、「何れかの議院の総議員」を「全ての国会議員」に、各々改め、其の他については現行第五三条の趣旨を略其の儘、踏襲しているが、論理を強調する意味から、二つの項に分けた上で、原則として行政

府の職権に拠る臨時会の召集である旨を明記した。

#### 第五四条——選挙直後の定例会

第五四条 衆議院が解散されたときは、解散の日から四十日以内に、衆議院議員の総選挙を行ひ、その選挙の日から三十日以内に、国会を召集しなければならない。

衆議院が解散されたときは、参議院は、同時に閉会となる。但し、内閣は、国に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を求めることができる。

前項但書の緊急集会において採られた措置は、臨時のものであって、次の国会開会の後十日以内に、衆議院の同意がない場合には、その効力を失ふ。

本案の下では、国会の「解散」は無い。

だから当然、其を理由とする「特別会」も行われ得ない。

本案の下に於ける「特別会」的な定例会は、二つの理由と目的に因って行われる。其の一つは、必ず三年毎に行われる国会議員の総選挙の直後に行われる国会であり、今一つは、第四章の第一節に規定する行政府の長を選ぶ為の選挙の後に行われる初めての国会である。後者については、重複を避ける意味で、第六八条の解説で纏めて述べる事としよう。

### 第五五条——国会の定足数

第五六条 両議院は、各々その総議員の三分の一以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

第四四条の第一項に記されている通り、本案の下に於ける国会も現行憲法下と同様、全ての——原則として——成年者たる国民に拠る選挙で選ばれた人々、即ち国会議員達で組織される（同条の解説を参照）。であるからには、国会議員（委員会「第六〇条の解説を参照」の場合は当該委員）全員が会議に出席して議事を行うのが筋。但、所に拠って事故や有事等が起こり、故に關係地域に居る議員が欠席を余儀無くされる場合も在り得る。其の両者の妥協点として定足数の規定が在り、現行憲法では是が「三分の一以上」と成っているが、全ての成年国民に拠る選挙で選ばれている以上は「半数以上」を妥協点とすべきだろう。其未満だと、全ての成年国民に

抛る選挙の結果とは違ふ、と云う印象を選んだ側に与えかねないし、亦、解釈に因つては「少数派の横暴」にも捉えられかねないからである。

## 第五六条——表決の要件

第五六条② 両議院の議事は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、出席議員の過半数でこれを《決し》、可不同数の場合は、議長《の決する》ところによる。

第五六条は、単院制に叶う内容とし且つ若干の字句を大衆間の水準に近いものに改めた以外は現行憲法の同条を略踏襲の上で、行政府に抛る公職の任用に際して国会の同意が必要な場合の原則を憲法に明記する事で、国家機構の人事に関す

る国会の役割を明確に示した条文である。

## 第五七条——

### 条約の締結に関する表決の特例

第五九条 《法律案は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、両議院で可決したとき法律となる。》

衆議院で可決し、参議院でこれと異なつた議決をした法律案は、衆議院で出席議員の三分の二以上の多数で再び可決したときは、法律となる。

前項の規定は、法律の定めるところにより、衆議院が、両議院の協議会を開くことを求めることを妨げない。

参議院が、衆議院の可決した法律案を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて六十日以内に、議決しないときは、衆議院は、参議院がその法律案を否決したものと見なす。▼

▲とができる。

第六〇条 予算は、先に衆議院に提出しなければならぬ。

予算について、参議院で衆議院と異なった議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は参議院が、衆議院の可決した予算を受け取った後、国会休会中の期間を除いて三十日以内に、議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

第六一条 条約の締結に必要な国会の承認については、前条第二項の規定を準用する。

本案の下に於ける国会は「単院制」だから、両院制を前提とする現行憲法の「下院優越」の規定は当然、在り得ない。

議事の可決は国会での過半数の賛成を原則としている、と云う事は既に第五六

条で規定しているから、此処で法律案の議決について改めて表記する必要も無からう。但、行政府の長に制限付きの「署名拒否権」を与える関係で、国会に在つて過半数で可決されても法律に成らない事態も当然、起り得る。是については、行政府の長との関係を整理する意味で、第四章・第一節中の第七四条についての解説で改めて述べる。

此の第五七条では専ら、条約即ち国際法の締結に際しては表決の特例が在る、と云う事について明記した。其の可決要件を「出席議員の三分の二以上且つ総議員の過半数の賛成」としたのは、条約と云うものが、国家と云う共同体の自主性・主体性を左右する上、其の共同体の構成

員即ち国民の生活に少なからず影響を及ぼす―良かれ悪かれ―からであり、故に其の表決には国内法以上に慎重を要する、と考えるからである。

其の上で、「領土・領海及び領空の設定」「防衛」「教育」「医療」そして「食品及び建築等―各分野の具体的範囲は法律で規定―の安全の確保」の各分野に関する条約について、憲法改正（第二六六条の解説を参照）と同様に国民投票を行って過半数の賛成を得る事を締結の条件としたのは、国民生活に在って及ぼす影響が特に強く且つ直接的だからであり、其故に、「念には念を押す」形で憲法改正と同様に全ての「成年者たる」国民に信を問うて決着を図るべき分野―と考えるか

らである。

## 第五八条―

### 会議の原則公開と秘密会の要件

第五七条 両議院の《会議は、公開とする》。  
但し、出席議員の三分の二以上の多数で議決した場合には、秘密会を開くことができる。

第五八条では、現行憲法第五七条中の「会議」を「議事」と改めた上で、同条に在る「秘密会」開催の要件について、「三分の二以上の多数決」を「全会一致」に引き上げた。「秘密会」は、「現行憲法でも」「外交」と「軍事」とに関する議事を想定の上で設定しているのだから、其故に、公開―大衆が知り得る（↑各々

が自発的に判断し言行を成すべく）様に  
する―が原則の議事を敢えて非公開―大  
衆が知り得ない様にする―とするには慎  
重に慎重を期す必要が在る―と考え、「全  
会一致」を「秘密会」開催の要件とした。



さて其処で、「特定秘密の保護に關す  
る法律」（以下、「保特秘法」。二〇一三年（平  
成二五）一二月公布・一四年一二月部分施行・一  
五年一二月全面施行）についても併せて語ら  
ねば成るまい。

「外交―特に共闘（同盟）国家との―上  
の交渉の経過」や「軍の技術や配備」を  
「国家秘密」即ち「行政政府の構成員（第四  
章の解説参照）と外交・軍事関係者以外の民  
が知っては成らぬ事」とし、其等を「比

較的重い」罰則（「保特秘法」では一〇年の懲  
役）付きで特に護る為の法の必要性自体  
は、筆者としても理解出来る。其は、「自  
国にとって敵と成り得る国家」（対立相手  
国）の民に知れ渡る事で対立相手国に抛  
る攻撃―武力の有無に係わらず―に至る  
事を予防する為に他成らぬ（↑対立相手  
国に知られ、其で襲われたら、やばい！）。  
―況して哉、此の国・日本の場合、何  
れも周辺国である、北朝鮮との間に「拉  
致」を、韓国・中国及びロシアとの間に  
「領土」を、各々問題として現に抱えて  
いる―と云う事を考え併せるなら、其の  
必要性は尚更だ。

但、例の「保特秘法」については、次複  
数の問題を抱えた状態で成立を見ている、

と言わざるを得ない。

● 特定秘密指定権者が、外交と軍事に関わる諸官庁（現状では「首相官邸・内閣官房・

内閣府・法務省・外務省・防衛省」）のみならず、殆ど全ての省庁に跨またがってゐる事。

● 特定秘密の範囲について、「其の他」の文言が至る所に見られる事（「別表」中に二一箇所）。

● 外交・軍事と法律の各分野から「国会の審査と同意」を経て選ばれる複数の専門家（但し、現職の公務員では無い）で構成する、監視・検証と点検の為の「第三者」（≡内閣とは別の）機関」（「独立行政委員会」第四章第三節の解説参照）の類）の不在。

● 特定秘密の文書の保管義務や其の保管

方法、並びに「特定秘密指定を解除された文書を、例外無く開示の対象とする」旨の規定の不在。

——自国の民が判断し意思表示を成す——選挙等を通して——に必要な「知る事」に敢えて制約を設けるが故、「特定秘密」に係る法の運用は厳格且つ慎重に行われなければ成らぬ。が、今回の「保特秘法」について言えば、「特定秘密」の範囲について「其の他云々」の文言が当該法に在り、当該法の対象と成る分野（此処では「外交」と「軍事」）の枠を超えて拡大解釈が行われる可能性は、否めない。∴解釈の範囲があれよあれよと広がって∴挙句の果てに、食品や医薬品の成分——「農薬の種類」や「遺伝子組み替えの有無」

も含め―についても「特定秘密」と成って表示すら不可能と成る―と云う可能性も無いとは決して言えまい。

「此処で復、第二章についての解説のお濼さかいと成るが、」人は、放っておくと何事も自分に都合が好い様にしたがり且つ悪い方向へ走りたがる動物。組織の中で事を遣つかっていては早かれ遅かれ、どうしても自分達に甘くなるもの。―此の事もしつかりと認識の上で、「保特秘法」を厳格且つ慎重に運用し「外交」と「軍事」以外に適用が及ばぬ様にすべく、少なくとも次三つの改定を、本案を現実の憲法とすべく動く前に行っておく事がどうしても不可欠（↑合衆国の情報管理制度を「丸写し」してでも、是非！）、と云

うべきだろう。

◎「特定秘密」の指定と管理を一元的に行う政府機関の設置。

◎内閣が指名し国会の審査と同意を経て任命する「職歴二〇年以上の外交・軍事及び法律の各専門家（外交は現職外交官を、軍事は現職自衛官を、法律は現職裁判官を、各々除く）」で構成する第三者機関（7人9人が妥当か）を設置、「特定秘密」に指定された文献を定期的に検証・点検し（無論、作業は非公開だが）、政府機関に拠る指定が妥当か否かを判断する。

◎「特定秘密」の指定期間は一件につき六〇年を超えない事（↑秘密とする行いから六〇年を経たら、当事者達が概ね皆、故人と成っており、従って秘密

とする意味が殆ど無くなる—と思えるから。亦、歴史の研究資料として供する意味も生ずる頃だろうから」。



「話を戻すが、」<sup>もつと</sup>尤も、「特定秘密」以前の問題として、本案を現実の憲法とすべく動く迄に先ず、本心本音を公然と言ひ合う事を良しとしない此の国・日本の国民性—夜（—多くの場合、議会の議事が行われない時間帯）に成って料理店（俗に云う「料亭」。議員や閣僚を始めとする「要人」で尚且つ紹介を経た者のみが入り出来、其以外は「—見さん」と称せられ、門前払いを喰らう場）に集い酒食を共にしつつ内密に語り「？」合う、と云う仕来り<sup>しきた</sup>は其の現れに他成らぬ—を零<sup>ぜろ</sup>から見直し、本心本音を公然と言ひ合

い其の結果として「和」が自然に形成されるだけの国民性が確立される事—其の成否の「鍵」を握るのは当然、家庭そして学校に於ける教育の内容である—。其の上で、「大衆が知っては成らぬ（—公開されては成らぬ）情報」の種類・種別を整理し且つ法律で明確に示す—と云う事も亦、必要不可欠である。

#### 第五九条—議事の記録・保存と公表

第五七条②両議院は、各々その会議の記録を保存し、秘密会の記録の中で特に秘密を要すると認められるもの以外は、これを公表し、且つ一般に《頒布しなければならない》。

③出席議員の五分の一の要求があれば、各議員の表決は、これを会議録に記載しなければならない。

現行憲法に於ける「一般に頒布云々」の箇所について、本案では「印刷其の他の通信手段を通して一般に提供する」とした。「頒布」が今日の世間に在っては先ず使われない語である上、通信手段と成る記録媒体が印刷媒体（書物）と映画とレコードディスク音盤レディオとして電声放送しか無かった現行憲法制定当時とは違い、今日では記録媒体の種類も多種多様に成っている事を考慮した為だ。

### 第六〇条——国会に於ける委員会

第五八条の解説の始めの「鸚鵡返し」と成るが、議会の議事は、其が緊急を要するもので無い限り、先ず本会議で議案の説明、次に委員会で審議、そして本会

議で採決——と云う流れで行われるのが原則である。——議案説明と採決との間に何故、「委員会に於ける審議」と云う過程が在るか。其は一重に、「議論は慎重に、念を入れつつ行う」必要が在るからに他成らない。

現行憲法には併し乍ら、「委員会」の語は一つも無い。其処で本案では、第六〇条で国会に於ける委員会の存在を明確に位置付けると共に、緊急を要する場合——議論が邪魔に成る事態（＝有事等）に直面した場合——以外、委員会に於ける審議を経なければ議案の採決が出来ない事も明記した。

### 第六一条——内部規則と懲罰

第五八条②「両議院は、各々《その会議その他  
の手續及び内部の規律に関する規則を定め、  
又、院内の秩序を乱した議員を《懲罰する》こ  
とができる。但し、議員を《除名》するには、  
出席議員の三分の二以上の多数による議決を  
必要とする。▼

第四九条と意味が重複しがちだが、同  
条が議会の外で起こした事件を主な対象  
としているのに対し、此の第六一条は、  
専ら議会内部の規則に従わない議員を罰  
する為の規定である。現行憲法第五八条  
中の間怠まだるっこそような文言を大衆にとって  
繕り判り易からう文言に換えた（例えば、  
「除名」↓「解職」。国会議員で無くなる事に変  
わりは無いが故）以外は、現行同条の趣旨を  
基本的に引き継いだ。

## 第六二条——国政調査権

第六二条 両議院は、各々国政に関する調査  
を行ひ、これに関して、証人の出頭及び証言  
並びに記録の提出を要求することができる。

国会が立法行為と併せ「行政に対する  
監視と点検」と云う役割をも担う上で、  
国政調査が不可欠である事は、言う迄も  
無い。現行憲法に於ける「両議院」を「国  
会」に改めた以外、現行憲法第六二条の  
規定を略ほぼ其の儘まま、引き継いだ。

## 第六三条——

行政と司法に対する弾劾審査

第六四条 国会は、《罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で構成する弾劾裁判所を設ける。》

本案では、現行憲法に於ける裁判官に加え、行政の要員も弾劾の対象としている。重複を避ける意味で、第八四条の解説で改めて述べる事としよう。

#### 第六四条——職員に登用

国会は選挙を通して選ばれた人々を議員として組織されている。併し、国会は彼等議員だけで成り立っている訳では無い。議事の記録を始めとして諸々の文書の遣り取りが内部で繰り返される事だけを考へても、複数の働き手が議員達その他

に必要な事は一目瞭然。——国会の運営もそうした複数の職員在ってこそ、と云う事を改めて且つ常に認識させるべく、本案では敢えて、彼等職員の存在について明記した。但、国家機構全体で見ると、職員の仕事の比重が高いのは、圧倒的に行政の分野。其処で、国会の職員の処遇（登用方法・任用や賃金の形態等）については、敢えて順番を前後し、「行政機関の其に準ずる」ものとした。

### 第四章 行政

#### 第六五条——行政権と行政府の構成

第六五条 行政権は、内閣に属する。

此の部の始め・「総論」で述べた通り、  
本案が意図する国家機構の制度は、所謂  
「大統領制」である。一方、現行憲法が  
採っている国家機構の制度は「議院内閣  
制」だ。——此の辺りで復、解説する必  
要が在ろう。「議院内閣制では何故、駄  
目か」と云う声が恐らく、聞こえて来る  
だろうから。

「議院内閣制」とは、選挙を通して多  
数の議員を得ている政党が与党と成り、  
其の与党の議員群から複数の行政要員  
（＝大臣）を選び、其の選ばれた大臣達  
が議員を兼ねている状態で行政府（＝内  
閣）を組織し、行政の指揮監督に当たる  
——と云う制度である。

では改めて——

■議院内閣制では何故、駄目か？

——筆者としては、斯く答える。

●〔第八七条の解説で詳しく述べるが故、  
重複を避けた所だが、〕国務大臣は  
複数の分野毎に居て、各々の分野（業種）  
を代表する立場から行政の長に助言し  
政策の実行を助ける、と云う役割を担  
っている。各々の分野に関する事は、  
各々の当該分野に於いて実際に長らく  
働いて来た人が一番良く知っている。  
大臣を原則として国会議員から選ぶ  
「議院内閣制」。併し、立法府の議員  
は、各々の分野の専門家から選ばれる  
事を前提としていない。が故、大臣の  
選出に際して、当該分野についての専  
門知識や経験が軽んじられる——殆ど無

視される――一方、当選回数や与党内の  
功勞の度合が重んじられる傾向が強ま  
り、其処へ公務員指定職（＝官僚）が主  
導権を握る隙<sup>すき</sup>が出来る（現行憲法下・  
今の日本は正に、殆どそうした現状に  
置かれている）。

● 「其の地・特に首都から遠く離れた地  
域に於いて、国家水準に抛り且つじつ  
くりと腰を据えて取り組む必要が在る  
――其の地に定住していなければ判らな  
い事が沢山在る――行い」に際して、全  
体を指揮監督の上で命令を出すには、  
「議院内閣制」では支障を来し兼ねな  
い。何故なら、国会議員は普段、首都  
に定住している事を前提としている――  
正に国会に臨<sup>のぞ</sup>むべく――が故、特に首都

から遠く離れた地域で活動を成すには  
移動（往復）に時間を費やす事から逃れ  
得ず、当該課題の成就が其だけ遅くな  
る可能性を否定出来ないからだ。――  
イギリスとドイツで各々、「議院内閣  
制」が機能しているのは、土地（国土）  
の構造上、地震や津波或いは暴風（日本  
では「台風」）等と云った大規模な「自然  
の狂気」に遭<sup>あ</sup>う可能性が無い（が故に  
「疫病」と「内外の武力に抛る乱行（含  
むテロ）」とに警戒さえすれば良い）か  
らなのだろう。「三・一一」を通して  
「議院内閣制は、日本に在っては邪道」  
旨の思いを懐<sup>いだ</sup>いたのはさて、筆者だけ  
だろうか。

さて話を戻すが、本案の第三章については国政上の立法機関が「国会」のみであるが故に「節」以下の区分を設けなかったが、行政機関について規定する第四章では、「総統」「内閣」「独立行政委員会」と「職員」の四節に分け、各々の役割（任務）の違いを明確に示す形を採った。行政機関と言っても複数の種類が在り、各々が担う役割も異なっている——と云う事を大衆にとって判り易く説くには此の形が妥当、と考えるからだ。

## 第一節 総 統

### 第六六条——総統の地位

何度も繰り返すが、本案に基づく国家

機構は、謂わば大統領制。にも拘らず、元首兼行政府の長の名を取あえて「総統」と称するのは、「国民の総意に基づいて——勿論、選挙を通して——選ばれ、国民そして国家の頂点に立ち（君臨）、全ての国民を纏めそして国家を経営し、そして特に「判断の遅れそして誤りが国家の存亡を左右し得る（—議論していたら国家が滅び、国民全てが死ぬか奴隷に成る）だけの不測の事態」に直面した場合に即断即決で国家（と云う共同体）そして国民を間違い無く安全に持続させる、国家の最高責任者」と云う意味では、中国式の呼び方に倣なまう迄も無く、此の方が響きが良い——と考える為だ。

さて此処で、解説前編・第九条中の問

この部分を敢えて今一度、繰り返して示す事としよう。

■若し、「私達が属する」大人数の共同体——国家とは正に、其の典型である——が「不測且つ僅かな判断の遅れが共同体の滅亡に直結する事態」に直面したら？

僅かな判断の誤りと遅れが其の共同体の滅亡に直結する、と云う事態。こうした中では当然、議論なんか遣つては居られないし、況して、「不測」即ち「想定外」の出来事と成れば、既定の法は殆ど「或いは全く」当てに成らないし、「起り得る「だろろう」危機」を予め想定して作られた「手引書」も殆ど「或いは全く」役に立たない。と成ると、「一人」を信用し其の人に決断を託す、しか方法は

無い。——そう、単一・単独の人物を行政の長且つ元首として置き、尚且つ、其の行政の長且つ元首を務めるに最も相応しい人物を、全ての成年者たる国民（＝其の国家「と云う共同体」の構成員）に拠る選挙を通して選ぶ——と云う意義が正に、此処に在る。

#### 第六七条——總統の資格

国家の経営・其の最終決断を一人に託す以上、其の地位に就く為の資格は特に厳しくなければ成らない。

——年齢 満四〇歳以上。全ての国民を纏めそして国家を経営する為には少なくとも其だけの人生経験が要る、と考えるが為だ。

二一 国民歴と経験 前記の年齢以上である上に、最小限二〇年間、日本国民である事を前提条件として加え、其の上で、三回を超える投票の棄権―任期の初日から遡つて六年間に行われた国政選挙に於けるものを含む―を欠格事項とするのは、成年後の二〇年間で少なくとも六回の国会議員選挙が在る事に基づいている。成年後から今迄の間に半分以上、尚且つ直前の選挙に際して、投票を棄権する事は、国民として政治に参加する資格が在るのか否かを疑われても仕方無かるう。軍隊在籍経験の有無に關しては、第八条の解説（七七―七八頁）を参照の事。

三一 推薦要件 總統の選出に際しても国

會議員と同様、供託金を想定しない代わりに「成年者たる複数の日本国民の自筆署名に拠る推薦の書面」を予め得た上で公示当日の立候補受付の際に提出する事を当該選挙への参加要件とするが、複数の国会議員を含む事を要件として加えている。總統選挙では候補者の個人名を書いて投票するが、選挙に際しては政党を介して臨む訳であり、總統に就いた暁には其の政党を与党として、当該与党の協力を得て、国会との連携で職務に臨むからである。其の推薦に必要な人々の数については当然、法律で定めるが、目安として具体的に言うならば、「成年者（此の場合には中等教育を卒業した者）たる日本国民の総数を平

方根（ $\sqrt{\quad}$ ）で割った数（「成年者…総数」が九〇〇〇万人の場合は九四八七人「小数点以下切り上げ」―例）とし、議案の提出に必要な数の国会議員が其の中に含まれている事」と云うのが妥当な所だろう。



総統を目指す為に必要な其の他の資格については無論、法律で定める事と成るが、次各号の旨の文言を最小限、其の法律に記しておくべきだろう。

① 脳の障害が無い事。脳に障害が在つては、「個人差が在るが概ね」、「不測」即ち「想定外」の出来事に直面した場合には特に、癲癇（パニック）を起こして沈着冷静に成れなくなり、結果的に決断も遅くなり、其だけ自国が滅びる

可能性も高くなる。

② 即断即決で、何事にも沈着冷静且つ臨機応変に対応出来る事。概ね、①と重複するが、脳が例え健常であっても、「優柔不断」な人は少なからず居る。「優柔…」とは物事を中々決められない事を云う訳だから是亦、結果的に決断も遅くなり、其だけ自国が滅びる可能性も高くなる。

③ 高等教育（主に大学）の課程を卒業している事。例え、脳が健常で、即断即決且つ沈着冷静、亦何事も臨機応変に対応出来るとしても、政治の最高責任を負うからには当然、其の判断に必要な知識を抛り所としていかねば成らない。政治は常に、高度な判断を要する

営みだ。当然、抛り所と成る知識も必然的に高度と成る。其の高度な知識を習得するには、義務教育の課程を卒業している程度の水準（レヴェル＝大衆水準）では足りず、高等教育の課程へ自ら進み、自ら学ぶ事を通して習得する必要が在る——と云うのが常識的な考えだろう。

## 第六八条——総統選挙

総統選挙は正に、国家の経営・其の最終決断を託す一人を選ぶ行いであるから、立法機関の場合と比べる迄も無く、慎重を期しつつ、「念には念を」式に行われなければ成らない。

総統選挙については其故に、二つの段階に分けて行う事を原則とした。即ち、

先ずは普通選挙——無論、全ての成年者たる国民に抛る直接秘密投票——を以て上位の二候補者を決め、是を第一段階とし、続く第二段階として、其の上位二候補者の内の何れか一人を、国会に於いて全ての議員が各々の意思で選び——勿論、無記名の秘密投票——、其処で過半数の票を得た候補者を当選者・即ち次期の総統とするのだ。

普通選挙と国会議員に抛る投票との「二段階方式」に抛って、「全国民の総意に基づく行政」を叶える一方、所謂「衆愚政治」を少しでも防ぎ、亦、立法と行政との円滑な連携——但し、「馴れ合い」とは違う！——に抛って政治が行われる為には、国会に於ける多数派の意思が総統

選びにも反映される事が望ましい——と筆者としては考える。

但し、一候補者が第一段階に於いて全ての成年者たる国民の過半数の票を得た場合に限り、例外的に其の一候補者を当選者とするものとした。全て「或いは殆ど」の成年者たる国民が足を運んで投票し、其の中で全ての成年者たる国民の過半数が一候補者を支持する意思を示した、と成れば国会として「国民の総意」として受け入れざるを得まい——と考えるからだ。尤も、「衆愚政治」に関し付け加えて言うなら、其を防ぎ得るかどうかは、法の制度と並んで、家庭や学校に於ける教育の内容が「鍵」を握る。即ち、「全ての国民が必要最小限の道徳を忠実に実践し

ていく中で、国民各々が其を基準として、時の空気に流され亦呑まれる事無く、自身で何事も判断し言行を成す」に至らしめるだけの教育が全ての家庭や学校に於いて確実に行われるかどうかにか掛かる。——と云う事を、此処でも改めて強調しておく必要が在ろう。

#### 第六九条——総統の任期と就任の宣誓、

##### 兼職禁止

総統の任期は六年・即ち国会議員の丁度倍とした。行政が立法と比べ「或る程度は長い目で見ることが在る」業である事と、国民一般に抛る点検と信任の機会確保との「妥協点」としては六年が妥当、と考えるが為だ。亦、二期を超えて

務める事が出来ない(三選禁止)ものとするのは、世代交替を円滑に進める為の間隔としては一〇年を超えた所で交替すると云うのが最も望ましいものと考えるが、為だが、国会との連携も考慮し、一二年を最大任期とした。

総統は就任の日時から任期を終える日時迄の間、四六時中に互むたって常に国家の事を考えていなければならず、自国の領域が緊急事態に直面しようものなら当然、休みを返上してでも職務に取り組まねば成らない。故に他の仕事を兼ねる余地等無かるうが、総統としての立場と務めを改めて「肝に銘ずる」意味で、「兼職禁止」旨の項を敢えて設けた。是には、「特定の民間法人との関係を持つては成らな

い」と云う意味も含まれている。

話が前後したが、就任時の宣誓の文言の内容については法律で定める事と成るが概ね、以下の内容とする事が望ましかろう。文中の「余よ」とは、共和国の長だけが使える一人称であり、君主国に於ける「朕ちん」に相当する。

余は、人間として生きる為に必要な最小限の道徳を忠実に実践し且つ日本国憲法の規定に従い、共同体たる我が国・日本国の運営に全智全霊を賭けて当たり、我が国が如何なる危機に直面しても元首且つ行政の長としての職務を全うし、以て我が国を永続たらしめる事を、此処に誓う。

## 第七〇条——総統選挙と

### 任期初日等の日程

「予算の作成に支障を来すものであつては成らない」事を但書として記した。総統は行政の長であるから当然、毎年度の予算についても総統の意思が反映されなければ成らない。若し総統が任期の途中で辞職又は失職に至つた場合、其が予算の作成から成立迄の時期に起こり、其で選挙が行われる——と成つては第一、予算の作成の実務に携わる職員達に物的にも精神的にも可也の過重な負担を強いる事と成る。——此の件については、第八三乃至第八六条の諸規定とも密接に関わる事に付き、同四条の解説で改めて詳し

く述べよう。

具体的な事柄については無論、法律で定める事と成るが、任期の初日について言うなら、一月一日（＝元日）を会計年度の初日とする場合には「七月一日（「の午から前（昼）」とする事が妥当だろう。其は、次年度予算の作成が本格的に始まるのが正に、会計年度の中間の時期だからである。無論、総統を新たに務める者は、其の任期の初日迄に、「遣りたい事（々々）」其の具体案——建設的で且つ可能な限り、数字を伴うもの——を周到に準備した上で、任期の初日を迎えねば成らない。

### 第七一条——総統の給料

総統は元首であるが故、正に公務員中

の最高職。であるが故に当然、賃金等—行政職に付き本案では「給料」としたが一として得る金銭も公務員としては一番多い額と成る。但、其の給料の額が際限無く高い状態で設定され民間との格差が生ずる事を予防する意味で、「民間に於ける平均的な企業経営者が受ける賃金等を上回る事が無い様」の文言を通して歯止めを掛ける事を狙った。

### 第七二条——總統の指名及び任命権

第六条 天皇は、国会の指名に基いて、内閣総理大臣を任命する。

天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

現行憲法と比べる迄も無く、總統は元首且つ行政の長として、其の直屬且つ第一の部下である内閣の長を「自らの意思に拠り」指名し、亦、元首として、最高司法機関の要員—強いて言うなら、自らよりは地位が一段下である—を「自らが指名する要員で組織する機関が推薦した人材」から指名し、各々、国権に於ける唯一の立法機関である国会の同意を経て当該職に任命する。——前者については第八七乃至第八八条の解説にて、後者については第一四一乃至第一四二条の解説にて、各々詳しく述べる事としよう。

### 第七三条——總統の解職権

前述の通り、總統は内閣の長を自らの

意思に拠り指名し且つ任命する。直属の部下であるから、其の職を解く権限も当然、総統に帰属する。但、総統にとつては氣に喰わぬ者に内閣の長が成つたとしても、其の内閣の長が結果として共同体の利益に叶う事を遣つて来ているが故に「国家機構に在つて欠くべからざる人物」で在り続けている、と云う事も在り得ぬ事ではあるまい。其故、総統が内閣の長を解く場合については、法律の規定に拠る形式に従つて其の理由を明示し、尚且つ、国会の同意を経る事を条件とする事で、総統が解職の権限を妄りに使えぬ様にする効果を狙つた。

第七四条――

法律の公布と総統の署名拒否権

第七条 天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。  
一 憲法改正、法律、政令を公布すること。

（後略）

（第五九条の第一項も参照）

前述の通り、総統は、其の選出の過程で複数―議案提出権の行使に必要な数（↑法律で規定）―の国会議員を含む署名を得て選挙に臨んで全ての成年国民中の相当数の票を得て且つ原則的に国会議員の過半数の票を得た上で、君臨している。故に、「総統と国会が議案を巡つて相対立する事」は合衆国の制度と比べる迄も無く殆ど無い、と筆者としては考えたい所だが、其でも、「総統…相対立…

事」が起こり得ない、とは決して言えない。前或いは元の総統が任期を全うせずして失職した後に選ばれ且つ国会議員選挙が同時に行われなかった、と云う条件下で野党に拠る議案が提出された場合には特に、「総統…相對立…事」が起こり得る可能性も高くなる。

本案では其の事も考慮した上で、総統が法律案「を始めとする、本案の別の条文で規定する場合以外の議案も（↑法律で規定）」に対する署名を拒む権限を一定の条件付きで認めるものとした。其の一定条件を「国会に於ける賛成議員の数が出席議員の三分の二に満たない場合」とする事で、総統が署名拒否の権限を妄りに使えぬ様にする効果を狙った。

## 第七五条——

### 総統の議案提出権と政令制定権

第七二条 内閣総理大臣は、《内閣を代表して》議案を国会に提出し、（後略）

#### 第七三条 （中略）

六 《この憲法及び法律の規定を実施するために》、政令を制定すること。但し、政令には、《特にその法律の委任がある場合をのぞいては、罰則を設ける》ことができない。（後略）

是も前述の通り、本案では、行政府に拠る議案提出権を認めている。特に有事等を始め緊急を要する事由が発生した場合、行政府の働きに依存する比重が大きくなるからだ。但、現行憲法と違い、行

政の長は総統であり、故に、行政府として議案を提出するか・其の可否は総統に帰属する。であれば尚の事、行政府に拠る法案を法律とするには多少たりとも慎重が期されねば成らない―と考え、本案では行政府に拠る法律の成就に必要な国会議員の賛成者数を「出席議員の三分の二以上」に設定した。尚、予算に関しては、出席議員の過半数の賛成で足りる。

現行憲法では内閣の権限と成っている、法律の施行に伴う政令の作成。本案では、総統の権限として内閣に作らせるものとした。其の法律に委任事項が在る以外に罰則を政令では設けられない事は、字句を多少、大衆にとって繕り判り易からうものに記し改めた以外、現行憲法第七三

条・第六号の趣旨を引き継いだ。

第七六条――予算に係る総統の権限

第七三条（中略）

五 《予算》を作成して国会に提出すること。  
（後略）

予算案については、総統が基本計画（遣りたい事々を具体的に挙げ、各々に掛かる費用と其の財源について大摩訶に説く）を作り、其を内閣に命じ、「財務省を通して」予算案として具体化の上で再び内閣を経由して国会に提出する形とした。

第七七条――条約に係る総統の権限

条約の締結については、総統が内閣の

要請を受けた上で締結の可否を判断し、可の場合には、総統の名で其の案を国会に提出し、第五七条に在る通り、「出席議員の三分の二以上且つ総議員の過半数の賛成」が得られた場合、改めて内閣に命じて当該条約を締結させる形とした。

### 第七八条——総統の統帥権

総統は、共和国たる日本国の元首であるから当然、本案の第八条で定める軍隊の最終責任者・即ち軍隊の最高司令官・更に言い換えると「統帥権者」でもある。軍隊が「凶暴性」を本質的に持つが故に、総統が少なくとも二〇年間、軍隊から遠ざかっている必要が在る——と云う事は既に、前編・第八条の解説で述べてあるか

ら、此処では繰り返さない。

其の一方で、軍隊を使うべき事態が終わった事が確認された場合には即時、国会に報告した上で軍隊を直ちに引き揚げさせなければ成らない事を、総統の一義務として第二項で規定し、其に必要な国会の同意を「委員会に於ける審議を省略して」行うべき事も続けて第三項として記した。「委員会…省略…」とは無論、武力を使う行いを長引かせては成らぬ「↑一日も早く、平和な状態を再び！」からに他成らぬ。

所謂「文民」である事が絶対条件の総統。併し乍ら、軍隊歴が無く或いは軍隊から二〇年以上も遠ざかっているも、軍隊の「凶暴性」が総統に「乗り移る」様な

格好に成つて武力行使に病み付きと成つて「止められない、止まらない」状態に陥る可能性は在り得る。——本案では表記してはいないが、内閣そして国会でも自ら率先して総統の言行を日々、点検していく中で必要が在れば助言「場合に因つては注意更には警告」する——と云う事も自ずと必要不可欠と成ろう。

### 第七九条——非常事態に係る総統の権限

「第六六条の解説を補足する格好と成るだろうが、」「非常事態宣言」とは、君主国で云うなら「大権」。総統の「真骨頂」と云うべき権限であり、正に「大権」に相当する其「等」の権限を行使する単一・単独の人物を総統と称し且つ元首と

して国家の頂点に据え、尚且つ、其の元首を務めるに最も相応しい人物を、全ての成年者たる国民（＝其の国家「と云う共同体」の構成員）に抛る選挙を通して選ぶ——と云う意義・理由も此処に由来する。——其故、妄りに使えぬ様、其の目的や範囲を憲法で予め、決めておく必要が在る。

本案では、総統が非常事態を宣して権限を行使すべき事態を、次五つの各号に限り認めるものとしている。

一 日本国の領土・領海及び領空が、武力を伴う外国からの干渉に晒され、又は自然災害に抛つて相当の被害を受けた場合。

二 武力を伴う乱行が日本国内に於いて

発生した場合。

三 日本国内に於いて複数の定住者が疫病に罹患するに至った場合。

四 総統選挙又は第一二〇条の規定に基づく選挙に於ける投票総数が当該選挙の対象区域に定住する全ての成年者たる国民中の半数以下と成った場合。

五 国会が予算案及び第一五三条の規定に拠る費用の提案を拒み且つ其に拠つて行政事務が停止するに至った場合。

——第一乃至第三号と第五号は正に、第六六条の解説で述べた「国家の存亡が短期(時)間で左右される(＝一刻を争う)事態」・即ち「議論なんか遣つては居られない事態」に該当する。第四号も一見、緊急性が無いかの如く見えるかも知れぬ

が、行政の長が不在の状態で「国家(第一二〇条の場合は「当該地方公共団体」)の存亡が短期(時)間で左右される(＝一刻を争う)事態」に直面した場合、其の共同体は滅びの道を行かざるを得なくなるが故、非常事態の範疇に入れた。

尚、第三号に於いて「国民」では無く「定住者」と敢えて記したのは、疫病と云う正に人の生命を脅かす存在から国内に定住する人「々々」を護り救う、と云う行いは対象が自国民か否かに関係無く成されなければ成らない——と云う人道上の見地からである。是には、後で解説する第一六五条との兼ね合いも在る。

第八〇条——

内閣の要請に拠る總統の行為と変更権

第七條 (中略)

二 国会を召集すること。

三 衆議院を解散すること。

四 国会議員の総選挙の施行を公示すること。

(中略)

六 《大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。

七 栄典を授与すること。

(中略)

九 外国の大使《及び公使》を《接受すること。

十 儀式を行ふこと。

第七三條 (中略)

七 《大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を決定すること。

現行憲法では「天皇の儀礼的行為」と

成っている前記七号の「国事」行為中、国会の「解散」―本案では前述(第四六条)の通り、「固定任期」(三年)を以て否定している―を除く六号を略其の儘―但し字句は多少、大衆にとつて繕り判り易からうものに変えてある―、總統の行為として本案に移した上で「刑の執行への同意」を加えているが、現行憲法と明確に違うのは、此の七号中、「恩赦」については第一四五条の規定に拠る手続が得られる事を前提条件とする(同条の解説参照)が、其を含めて何れも、總統が執行又は挙行について自らの判断に拠り職権で変更し又は中止に出来る事である。無論、其等についても、変更又は中止の場合には、記者会見等を通す等の公開の場で、国民

一般に説明しなければ成らぬ（＝説明責任を果たす）——と云う旨を予め、法律で規定しておく必要が在る。

尚、「国会の召集」と「国会議員総選挙の公示」については、内閣の要請を受けての行為と位置付けてはいるが、総統が日程等の実施内容を自ら決めて内閣に通告し、内閣の同意を得て実行に移す——と云う事でも良い。

## 第八一条——総統の認証

### 第七条（中略）

五 国務大臣及び法律の定めるその他の官吏の並びに全権委任状及び大使及び公使の信任を認証すること。

（後略）

是も亦、現行憲法では「天皇の儀礼的行為」と成っている「国事」行為を略其の儘、総統の行為として本案に移しているが、「認証」は公職の人事に関わる重要な行為の一環に付き、前条の各号とは敢えて区別し、独立した条文とした。

## 第八二条——総統の国会への出席義務

### 第六三条 《内閣総理大臣その他の国務大臣》

は、両議院の一に議席を有すると有しないとにかかわらず、何時でも議案について発言するため議院に出席することができる。又、《答弁又は》説明のために出席を求められたときは、出席しなければならない。

第七二条 内閣総理大臣は、（中略）一般国務及び外交関係について国会に報告し、（後略）

總統は行政の長だ。所謂「大統領制」

だから、「内閣並びに本章第三節で定める機関・各々の要員も亦、同様だが」普段は行政の職務に専心して勤<sup>いそ</sup>しむのが当然で、国会で任意（自由）に発言は出来ない―と考えるのが自然な所だろう。其処で、現行憲法に在る「国会への任意出席の権利」を本案では記していない。

其の一方で、国会の会期中に少なくとも一回国政に関する報告―現行憲法では總理大臣が行うが―を定期的に行い、亦、国政に関する説明を国会から求められた場合に国会に出席の上で説明責任を果たす事―の二つを行政の要職としての義務として、本案でも活かした。

### 第八三条―總統の失職要件

總統が任期を満了出来ずに失職する事例。其は大摩訶<sup>まか</sup>に言つて、「解職」「辞職」と「死亡」の三つの形態に集約される。此の内、前の二件については各々、次条と次々条との解説で詳しく述べる。

此の三号共、極めて形式的且つ儀礼的ではあるが、拒否権無し<sup>なし</sup>の署名を以て成立するものとしている。「解職」と「辞職」については何れも、總統本人を含む所謂「三権の長」の署名を以て足りるが、「死亡」の場合は当然、本人が居ない状態で且つ後述する代行職も決まっていな<sup>い</sup>い状態だから、是に限つては内閣の長が代理で署名する事としている。

## 第八四条——總統の弾劾要件

第六七条と第六八条で述べた通り、厳格な資格と慎重な過程を以て国民の総意で選ばれる、總統。悪事（犯罪）を一つたりとも決して起こさぬ事を信じて職務を託したいが、但其でも、悪事を絶対に起こし得ぬ、とは決して言えない。

其処で、總統が若しも不幸にして悪事を働いた場合をも想定し、其が起きた場合に總統を辞めさせる（＝解職）制度を整えておく必要が在る。其が、總統を対象とする「弾劾制度」である。

本案では、二つの形態を弾劾の対象として想定している。一つは、法律で定める犯罪行為に拠る逮捕であり、今一つは、現行憲法下に於ける「内閣不信任」の程

度を大きくした様な、「政治上の道義的責任」を問う行いである。

但、總統については其の選出の場合と同様、解職する場合も慎重を期さねば成るまい—と考え、逮捕に拠る場合には国会を一〇日以内に召集の上で（国会の会期中に逮捕の場合は一〇日以内に当該国会にて）、国会で「政治上の道義的責任」を問うべく弾劾する発議が在った場合には其の当該国会に於いて、各々弾劾審査を受け、国会に於いて総議員の過半数が總統の失職に同意した場合、成年者たる国民全て「の内の少なくとも過半数」に拠る投票で失職に賛成する票が過半数を占めた場合に限り、總統が解職を以て失職する要件とした。即ち、總統を辞めさせるには、

後述する「憲法改正」と同等の慎重な手続の下に行われなければ成らぬ」と云う事だ。

### 第八五条——総統の辞職要件

辞職とは、其の職務を自発的に辞めて失職する事である。其の多くは主に、本人の疾病だ。：本人が自らの病に因って職務を全う出来なくなった、と成っては、其の為の辞職を誰にも止める権利等、無い。故に、辞職の場合については、国民投票で信を問う事等、却って邪魔に成る。但、最低でも、辞職に至った理由を公然と語って説明責任をきちんと果たしてから辞める——と云うのが礼儀、と考え、総統については辞職の場合も、意思表示

から一〇日以内に国会の場で自ら詳しく説明し、国会の同意を得た上で署名、と云う過程を得るものとした。其の国会の同意については「出席議員の三分の二以上且つ総議員の過半数の賛成」を要件としたのは、此の件で納得させるには与党のみならず、野党からも「複数の」賛成者を得る事が不可欠、と考えるからだ。

### 第八六条——総統代行

総統が前三条の規定に抛り任期の途中で失職に至った場合に「総統代行」を一年以内の条件で置くのは、会計年度の關係に因る。総統失職の時期に因っては、予算編成に支障を来し兼ねない状態も起こり得るからである。総統代行の在任期

限については、国会との連携を考えると三年以内が望ましいかも知れないが、新しい総統を全ての成年国民に抛り選出する機会を可能な限り確保する事と予算編成を円滑に行う事との妥協点として、一年以内とした。其の上で、後は法律で定めるが、若し会計年度の初日が一月一日の場合、総統代行の在任期限を七月一日「の午前」迄とし、其の三〇日前に総統選挙の第一回投票を行う様にしたい。

総統の失職から総統代行の就任迄の間は国会議長・内閣の長及び第一四二条で定める職に在る者の合議で総統の職務を代行する―と一応、記してはあるが、「不測且つ僅かな判断の遅れが共同体の滅亡に直結する事態」は何時、起こるか判ら

ない。―其の事も考え、是も法律で定めるが、総統は就任の際、内閣とは別に二乃至三人を予め「総統代行予備員」として順位付きで決めておき、自身が失職に至った場合には即、指名を経た上で総統代行を託す―と云う仕組みを整備しておく事が必須と成ろう。

## 第二節 内閣

### 第八七条―内閣の構成及び大臣の資格

第六六条 内閣は、法律の定めるところにより、《その首長たる》内閣総理大臣その他の国務大臣でこれを《組織》する。

内閣総理大臣その他の国務大臣は、《文民でなければ》ならない。



▲ 内閣は、行政権の行使について、国会に  
対し連帯して責任を負ふ。  
第六八条①内閣総理大臣は、國務大臣を任  
命する。但し、その過半数は、国会議員から  
選ばなければならない。

所謂「大統領制」を提唱する本案に於ける「内閣」は、基本的には總統の下で總統が決めた事を実行する部門だから、現行憲法には在る「国会に対する連帯責任」旨の文言は、本案では当然乍ら、記していない。

第二項に於いて、少なくとも各々所轄の國務大臣を置くべき分野として、法務・外務・防衛（軍事）・財務・教育・保健（医療）・農業（水産業と林業を含む）・工業と商業―以上九つの分野を明記した。其は、

「今更個々、説明する迄も無い、常識に照らして考えたら判る事だろうが」此の九つの分野が、共同体としての国家を安全・安心そして平和な状態で営む為には必要不可欠の基礎と成る分野―と筆者として考えるからである。

第三項の後半、総理大臣（首相）以外の大臣・即ち國務大臣の就任条件について「就任時から：一五年間、所轄…の分野…就労経験が在る事」を加えたのは、國務大臣が各々の分野（業種）を代表する立場から専門知識を活用して総理大臣・更には總統に対して助言する事を通して政策の実行を助ける、と云う役割を担っているからであり、「其の分野についての事々は結局、其の分野に於いて実際に且

つ長年に亙つて働いて来た人が一番良く知っている」と考えるからだ。

其処で、もう少し具体的に述べるなら、各分野の国務大臣は各々、次の職業の経験者から選ばれるべき―と筆者としては提唱する。

法務大臣↑弁護士

外務大臣↑「涉外業務（営業上の勧誘等）

に携わり且つ複数（三箇国以上？）の海

外赴任（仕事の為、外国に一年以上、生活

する事）歴が在る者」

防衛大臣↑「軍人以外で軍事に関する

業務に携わっている者」

財務大臣↑税理士又は公認会計士

教育大臣↑教諭（特に乳児園から小学

校迄の）

保健大臣↑医師

農業大臣↑農業経営者（数年の現場就

労（農作業）歴が在る者）

工業大臣↑建設業又は製造業の経営者

（数年の現場（工場）就労歴が在る者）

商業大臣↑流通業又は役務業（↑大衆

が日常生活に在つて最も多く接する

―消費者として―業種）の経営者

順番は前後するが、国務大臣の総数の

上限を「一五人」と敢えて憲法に記した。

行政機関としての機能を円滑に果たすに

は此の人数が限度で且つ、複数の分野に

跨がる営みの指揮監督については内閣と

は別の独立行政機関に委ねる方が良い―

第三節（第一〇三―一〇六条）の解説で述べ

る―が故―と考える上、立法（国会）の場

合（第四四条の解説参照）と同様、「政治に余計な金銭と人員を使わない」と云う意味を象徴的に持たせる狙いも込められている。

## 第八八条——大臣の任用

第六七条 内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の議決で、これを指名する。この指名は、他のすべての案件に先だつて、これを行ふ。

衆議院と参議院とが異なつた指名の議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は衆議院が指名の議決をした後、国会休会中の期間を除いて十日以内に、参議院が指名の議決をしないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

〈第六八条①を再び参照の事〉

〔第七二条第一項を補足する格好と成るが、〕内閣総理大臣（以下、首相）は、所謂「大統領制」に於いては、元首且つ行政の長である総統の「第一の部下」である。——国家機構を敢えて会社に譬<sup>たと</sup>えるならば、総統が「代表取締役会長」であり、首相は「取締役社長」、更に国務大臣は「取締役」だ。会社経営に関して「物事を決めるのは会長、実行するのは社長」と云う文言を良く聞くが、国家の経営に話を戻せば、前述して来た様に、物事を決める―但し原則的に国会（↑再び会社に譬<sup>たと</sup>えるなら「略<sup>ほ</sup>毎日に近い状態で行われる」株主総（代）会」と云うべきか？）を通さねば成らぬが―のは総統であり、総統が決めた物事を実行するのは内閣。

其の実行へ仕向けるのが、内閣の長であり且つ総統の「第一の部下」でもある首相なのだ。――譬え話が回り諄とどくなつたが、総統が自身の意思を以て決めた首相が、総統の意思に沿う範囲内に於ける自身の意思で各国务大臣を決め内閣を構成（組閣）する――と云うのは、組織に於ける主従関係として、極自然な流れである。

其の組閣に際し、首相を始め全ての大臣の任用について、国会の同意を必要とし、尚且つ、国会内の委員会にて公聴会を行つて――即ち各大臣候補者本人を出席させて――審査した上で本会議での採決を行う、とするのは、国会と行政府との円滑な連携に万全を確保するが為である。各大臣候補者が大臣を務めるに相ふさ応あしい

資質を持つているか否かを、国会の委員会が各大臣候補者本人の出席を得て直接の問答を通して審査する、と云う事を通して、失言や妄もう言其の他の所謂不祥事に因つて辞職を余儀無くされたが為に行政の執行そして政治の運営全体に支障を来す事態と成る事を未然に防ぐ、と云う狙いも在る。

大臣の任用に際しては、国会の委員会に公聴会を行い其の内容を余す所無く報告書に記し、当該委員長が其を本会議に於いて報告する――読み上げる格好で――とし、各大臣の任用の可否を問う採決については、本会議に於いて全ての国会議員に抛り行う――と云う形とした。法律の制定・予算の決定や条約の締結とは違い、

人事への同意については此の手順で足りる——と筆者としては考えるからだ。

### 第八九条——大臣の任期及び失職要件

第六九条 内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、十日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならない。

第七〇条 《内閣総理大臣が欠けたとき、》又は衆議院議員総選挙の後に初めて国会の召集があったときは、《内閣は、総辞職をしなければならない。》

第七五条 国務大臣は、その在任中、内閣総理大臣の同意がなければ、訴追されない。但し、これがため、訴追の権利は、害されない。

本案では国会の「解散」なんか無い訳だから、其に伴う内閣の「総辞職」は在

り得ない。

大統領の任期は六年で最大二期迄だが、首相を始め大臣の任期については三年、即ち国会議員に同じとし、其の上で四期——計一二年：大統領と同様——迄務められるものとした。大臣——任用の際に国会の審査と同意を経る——については、国会議員の改選毎に其の都度、国会の意見を聴き信任を得る——と云う形とする方が、国会との円滑な連携で政治を営むには都合が良からう——と考えるからだ。

大臣の失職要件については、大統領の場合と同様の事由に因る他、「大統領の失職」と「大統領に抛る解職」とにも因る事は、大統領が大臣にとって直接の上司である以上、当然である。前者については第八三

乃至八五条の解説で、後者については第七三条の解説で、既に詳しく述べているが故、此処では繰り返さない。

尚、現行憲法に在る「首相の同意無き  
国務大臣の訴追（↓弾劾申し立てに拠る解職  
要求）の回避」旨の規定は、本案では敢えて記さなかった。総統そして首相として若し犯罪行為に走れば逮捕され弾劾そして解職と成り得る（第八四条、第八九条）のに国務大臣はそう成らない、と云うのでは公正と公平を欠く事と成るからだ。

## 第九〇条――

### 総理大臣に拠る国務大臣の解職

第六八条②内閣総理大臣は、任意に国務大臣を《罷免》することができる。

現行憲法では此処に挙げた通り、首相が国務大臣を殆ど勝手に解職（↑罷免）出来る様に成っているが、総統と首相との関係の場合と同様、首相にとっては気に喰わぬ者に国務大臣が成ったとしても、当該大臣が結果として共同体の利益に叶う事を遣って来ているが故に「国家機構に在って欠くべからざる人物」で在り続けている、と云う事も在り得る。

そうした事も考え、首相が国務大臣を解く場合については、先ず直接の上司である総統に報告し、総統の承認を得た上で尚且つ、国会の同意を経る事を条件とし、首相が解職の権限を妄りに使えぬ様にする効果を狙った。当然、解職すべき理由については、総統への報告の際には

は勿論、国会に於いても書面そして口頭を通して明示しなければ成らない。

### 第九一条——総統又は総理大臣が

#### 失職した場合の内閣の職務

第七一条 前二条の場合には、内閣は、《新たに内閣総理大臣が任命される》まで引き続きその職務を行ふ。

総統又は首相が失職した場合の内閣の継続については、「国会の解散」——本案の下では在り得ない——旨を「総統の失職」旨に置き換えた以外、現行憲法第七一条の趣旨を引き継いでいる。但、特に首相が失職した場合、首相に代わり得る者が不在では、閣内の秩序の維持に不安が生

ずる他、若し首相の失職に引き続き格好で総統も失職と云う事態が生じた場合、総統代行の就任迄の間の「合議に拠る総統職務の代行」（第八六条の解説参照）に支障を来す事と成る。其処で首相については、若し自身が失職に至った場合の自身に代わり得る要員を、國務大臣——各分野毎の大臣（第八七条の解説参照）とは別個の——として<sup>あつかひ</sup>予め決めておくべき事を、本案では表記した。

### 第九二条——総理大臣の職務

第七二条 内閣総理大臣は、（中略）並びに行政各部を指揮監督する。

現行憲法では首相の職務と成っている、

共に国会に対する「議案の提出」と「国政報告」が本案では総統の職務と成っている事は第八二条で規定しているが故、本案に於ける首相の第一次的な職務は自ずと、「閣内の秩序の維持」―次の条文に於いて述べる「閣議の議長」も其の一環―と「行政事務の最終的な指揮監督」とに限られて来る。

### 第九三条―閣議

総統そして内閣の要員（閣僚）は、少なくとも行政に関して「殆ど全てを知り得る」立場に在る。其の「殆ど全て」の中には当然、秘密としなければ成らぬ事々が少なからず在る。が故、内閣の意思決定の場である「閣議」は秘密裏に行われな

ければ成らぬ―と云う事は憲法に表記する迄も無いかも知れないが、本案では「念には念を」と云う事で「閣議の秘密」を敢えて表記した上で、追って閣議に於ける決定事項を主に記者会見を通して可能な限り―無論、秘密事項は除くが―、明らかにすべき旨も併記した。

### 第九四条―総統の命に拠る内閣の職務

第七三条 内閣は、《他の一般行政事務の外、左の事》務を行ふ。

（中略）

二 外交関係を処理すること。

三 条約を締結すること。《但し、事前に、時宜によつては事後に、国会の承認を経ることを必要とする。》

（中略）



▲五 《予算》を作成して国会に提出すること。

六 《この憲法及び法律の規定を実施するために》、政令を制定すること。但し、政令には、《特にその法律の委任がある場合をのぞいては、罰則を設ける》ことができない。

七 《大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権》を決定すること。

第九四条については、第七四乃至七九条・各々の解説で詳しく述べているが故、其等を今一度、お読み戴きたい。

### 第九五条——職権に拠る内閣の職務

#### 第七三条（中略）

一 法律を誠実に執行し、国務を総理すること。

（中略）

▲四 法律の定める基準に従ひ、官吏に関する事務を掌理すること。

（後略）

内閣に拠る数在る職務の内、總統の意思を伺<sup>う</sup>か<sup>が</sup>必要が無い・職権で出来るものを分離し、第九五条に記した。但、現行憲法に在る、少なくとも大衆間では先ず使われない——今や政治の場でも同様だろう——言葉二つ——「官吏<sup>り</sup>」と「掌理<sup>し</sup>する」——は各々、「行政<sup>り</sup>」と「司<sup>り</sup>る」とに言い換えである。

### 第九六条——内閣に拠る總統への要請

本案の第九六条は、第八〇条の諸規定を内閣の立場に置き換えて繰り返した様

な条文であり、是も今一度、第八〇条の解説をお読み戴きたい（但し、「恩赦」については第一四五条の解説で詳述）。

## 第九七条——法律等の公布及び

### 条約の締結に係る内閣の行為

第七四条 法律及び政令には、《すべて主任の國務大臣が署名し、内閣総理大臣が連署することを必要とする。》

本案の第九七条は、現行憲法に於ける法律及び政令の公式文書（原書）への大臣の署名の規定に「条約の締結」に関する日本国内での手続に関する規定を加えた上で、「主任國務大臣の署名と首相の「**連署**」——此の言葉も亦、少なくとも大衆

間では先ず使われない——旨の箇所を「首相と主務（↑主任）國務大臣の署名」に置き換え、総統への署名要請の旨で締め括る式の文言としている。

## 第九八条——國務大臣下の行政委員会

第八七条の解説にて、國務大臣が各々の分野を代表する立場から専門知識を活用して総理大臣・更には総統に対して助言する事を通して政策の実行を助ける役割を担っている事、そして國務大臣の任用条件について「其の分野についての事々は結局、其の分野に於いて実際に且つ長年に亙って働いて来た人が一番良く知っている」が故に「就任時から遡って少なくとも一五年間、同一の分野及び職種

に於ける就労経験が在る事」を、各々述べた。——此処で付け加えて述べるなら、「経験者の頭脳・職人の勘<sup>かん</sup>そして眼」を政治の中枢<sup>すう</sup>に在って活用する事が、世間の利益・大衆の利益に叶う政治が当り前に行われる為の必須要件と成り得る——と云うのが筆者としての考えだ。

但、∴。例えば、一言で「工業」と言っても、先ず「建設業」と「製造業」とが在り、後者は更に、鉄鋼・非鉄金属（金・銀・銅・アルミニウム∴等）・化学・電気機器・精密機器（光学機器・時計）・自動車・鉄道・造船・飛行機・印刷∴等々と多種多様な分野が在り、各々、働くに必要な技術や知識も異なっている。——其故、例えば「工業省」そして「工業大臣」を置くと

しても、工業大臣一人が工業と云う大分野全体を総覧・統括そして指揮監督を熟<sup>こま</sup>す——と云う事には無理が掛かる。

其処で、国家に於ける「最高の法」である憲法を通して各省毎に「行政委員会」（以下、行委）を置き、所轄の国務大臣に直接、関連各業種での働きを通して長年に亙り培って来た「経験者の頭脳・職人の勘<sup>かん</sup>そして眼」を活かして助言・提案する——と云う事を通して、政治が縊り確かな形で世間の利益・大衆の利益に叶うものとしていく様にするのだ。

同一の行委に於ける委員の数は一応、一五人以内としているが、本案を實際の憲法とするに際しては、前述の「工業省」が関係する業種の数を以て、一行委に於

ける委員の数の上限とする事が妥当だろう。工業に属する業種の数は、農業（水産業と林業を含む）や商業の其等と比べる迄も無く、段違いに多いからだ。

### 第九九条——行政委員の資格と任用

#### 第一〇〇条——

#### 国務大臣資格の行政委員への準用

行政委員の指名と任命については、各分野の所轄国務大臣が指名権を行使し閣議にて報告・決定の上で總統の同意を得て国会へ—とする以外、基本的には国務大臣と殆ど同じ過程を経るが故、第八七乃至八八条の解説を今一度、お読み戴きたい。

#### 第一〇一条——

大臣及び行政委員の国会への出席義務  
定期的な国政報告を除き、首相と国務大臣そして行政委員に対する第八二条の準用規定である。国政に関する説明の為に国会から出席を求められた場合に出席の上で説明責任を果たさねば成らぬ事は、大臣や行政委員として同じである。

#### 第一〇二条——

#### 大臣及び行政委員の失職と

#### 新たな大臣及び行政委員の任命

首相が国会の会期中に失職した場合に新たな首相を前の首相と同じ手続で決める事は当然だが、首相が国会の会期外に失職した場合については、国会を臨時に

召集せず、総統の職権を以て指名そして任命した上で、日を改めて召集される次の国会に於いて改めて公聴会審査を経て任命への同意（＝事後承認）を求めたものとした。其処で同意が得られない場合は無論、別の新たな首相候補者を指名の上で、国会の同意を得ての任命と云う手続を経る事と成る。――総統―行政の長且つ元首・而も全ての成年者たる国民に抛る選挙を通して選ばれる―の場合とは違ひ、総統が直に指名そして任命する首相については、国会が行われていない時に失職せざるを得ない事と成ったとして、後任を選ぶ為に国会を臨時に行わなくとも事後承認で足りるだろう―と筆者としては考へる。

以上は、国務大臣と其の下の行政委員、並びに「独立行政委員会」―此の後、引き続き詳述―の委員についても、指名及び任命者の名を読み替えた上で、略同様に適用される。

### 第三節 独立行政委員会

#### 第一〇三条―

独立委の設置・地位と委員の数  
本案では、内閣及び其等の下に置かれる省等と並存させる形で、「独立行政委員会」（以下、独立委）の規定を記した。

前述の通り、本案の下では法務・外務・防衛・財務・教育・保健・農業・工業と商業の各分野について、分野毎に所轄する

「省」を法律で置くが、「単一の分野では括れない・複数の分野に跨またがる営み」が、人の世には少なからず在る（「保育（子育て）」なら教育・保健と工業、「スポーツ」なら教育・保健・工業と商業：例として）。そうした複数の分野に跨がる営みについて単一の省が統括・監督に当たると成ると、利益（恩恵）を受ける分野と却かえって損失を被る分野とが同じ営みの中に在って併（並）存する——と云う事態が起こり得る。——其処で、「単一：複数：営み」の健全な発展と繁栄を約束する為の機関として、各々の営みの題目毎に独行委を設置し統括・監督に当たらせるのだ。

独行委は総統が自身の意思に抛り法律を通して設置する事としているが、複数

の国会議員が徒党を組んで議案提出権を行使して設置の為の法律を策定し、賛成多数と総統の署名を経て設置に至らしめる事も出来る。

各独行委の委員の数については各省内の行委（第九八条の解説参照）と同様、一応は一五人以内と記しているが、本案を實際の憲法とするに際しては、「環境〔保全〕」に關わる独行委の委員の数を以て、一行委に於ける委員の数の上限とする事が妥当だろう。「環境〔保全〕」は、人の世に在る諸々の分野・其の殆ど全てに關わる営みであり、取り組むべき課題も多種多様に及んでいるからだ。亦、各独行委の委員の分野（關係各大臣）別配分については、關連の法律で予め決めておく

事と成るが、全ての独行委に必ず一人分、首相の推薦枠―次の条文の解説にて詳述―を確保しておく、後は各独行委毎に、例えば、「保育」なら「教育四（胎児―乳児―幼児―児童）・保健四（同前）・工業一（施設及び設備の建築）」、「スポーツ」なら「教育三乃至四（児童―生徒―学生・社会人）・保健三（食と栄養・医療（主に内蔵と整形））・工業一（施設及び設備の建築））・商業一（興行）」―と云う様な配分と成る。

常設の独行委としては、前述の「環境」「保全」「保育」「スポーツ」の他、「出入国管理」「領海警備」「海外民事協力」「金融管理」「芸術」「労働」「気象」「運輸並交通」「観光」「障害者対策並支援」そして「栄典選考」―と云う事に成ろう

か。尚、現行憲法下にも在る「国家公安委員会」と「公正取引委員会」も、本案の下では各々、一独行委として置かれる事と成る。亦、第一六一条で特に規定する「会計検査委員会」―現行憲法下の「会計検査院」に相当―も、独行委と見做した上で、独行委と同じ規定が準用される。

序<sup>ついでな</sup>乍ら申せば、若し「三・一一」級の「自然の狂気」或いは他国等に拠る武力攻撃等に因って大規模な被害が日本国内で生じ且つ復旧そして復興が地方自治の範囲内で困難な場合には、臨時の独行委を期間限定で設置する事も出来る。其の場合、当該独行委の本部（主たる事務所）は首都では無く当該被害の中心地（「三・一一」の場合は「仙台」）に置き、独行委員や

殆どの当該独行委職員も同地に定住して  
いる必要が在る。其は無論、特定地域に  
係る事業を国家水準で行う為には、其の  
地方の氣候・地形・風土と習慣を最大限  
に考慮した上で行われなければならず、  
其等は殆ど、其の地方に住んでいなか  
れば判らないが故である。

## 第一〇四条——独行委員の指名・任命・

### 委員長の選出と地位

独行委の設置は總統の権限として  
いるが、設置されている独行委の人事・即ち  
独立行政委員（以下、独行委員）の任用につ  
いては、總統と内閣との役割分担の観点  
から、内閣の権限とした。

其の人事の手順としては——

先ず、首相が委員長候補を、関係する  
各分野の國務大臣が各々、所轄の分野で  
長年に亙り働いて来た人々の中から委員  
候補を、各々推薦し、閣議にて纏めた上  
で独行委員候補者名簿を作成し總統に提  
示、總統の同意を得た——同意が得られぬ  
候補者については再度、∴候補者全員に  
ついて總統の同意が得られる迄選び直す  
——上で改めて閣議にて決定、国会への提  
出を以て指名と成る。そして大臣任用の  
場合と同様、国会に於ける公聴会審査∴  
そして議決を経て、首相が独行委員とし  
て任命し且つ總統の認証を得る。其の後  
に行われる当該独行委の第一回目会議  
に於いて、委員長を互選で選ぶが、首相  
の推薦に拠る独行委員を委員長として全

会一致で選ぶ事を想定する。委員長に選ばれた独行委員は、直後に改めて總統の認証を得、委員長として当該独行委員内の指揮監督に当たる事と成る。

### 第一〇五条——独行委員の任期

内閣（三年）とは敢えて違えて、總統と同様に「六年」とする。「行政の業は或る程度、長い目で見る必要が在る」旨を第六九条の解説で述べたが、複数の分野・複數且つ多數の業種に跨がる営みであれば尚の事、國務大臣と省の下・単一の分野として割り切れる営みよりは「長い目で見る」事は必須——と云うのが自然な見方と言えよう。任期を六年とするから、重任に関しても總統と同様「二期」迄と

成る。

### 第一〇六条——独行委員への準用規定

独行委員が失職した場合の新たな独行委員の選出（補充）に関して、其の権限者を首相とする以外は、國務大臣と殆ど同じである。当該各条文の解説を今一度、お読み戴きたい。

## 第四節 職員

国会職員についての規定である第六四条の解説にて、「職員の働きの比重が高いのは行政の分野」として詳しく述べる事を保留したが、此処でそろそろ、行政の分野に在って働く職員（国家公務員の一般

職。以下、公の職員）についての詳しい解説を試みる事としよう。

職員の働きに依存する比重が立法や司法と比べる迄も無く高い、行政。と云う事で、此の第四章・行政の章に限り、職員についての諸規定である三つの条文を束ねる形で一つの節とした。

## 第一〇七条――

### 行政機関に於ける職員の登用

本案が想定している公の職員の登用形態は、所謂「有期契約任用制」。即ち、国会議員並びに総統・大臣や独立委員と同様、一定の任期が予め定められた中で働く、と云う制度である。其の上で更に、学校を卒業して直ぐ公の職員と成るので

は無く、数年（「三年」が妥当？）以上の民間法人（国家機関及び地方公共団体が出資していない法人を云う。以下同じ）に於ける就労経験を経た上で公の職員と成り、任期毎に更新を繰り返しつつ―場合に因り此の間、民間との往来も一乃至数回―働く「其の中で昇格の機会も与えられる」内に上限年齢迄到達する―と云う事を、本案では想定している。――其は、公の場にて働く上で、民間法人に於ける就労経験を経る（―世間に揉まれる）と云う事が、共同体（世間）の利益・大衆―其の大多数は民間にて働く―の利益に叶う政治が当然の内に行われる、と云う事が成就する為には必須―言い換えるなら「学校を卒業して直ぐ公の職員と成れば必ず哉、考え



「務員資格試験」に合格する事が第一条件と成る。其の合格者の名は顔写真付き履歴書の内容と併せて「公務員第一次候補者名簿」に登録され、彼等被登録者群を対象として後日且つ三年毎―国会議員選挙に合わせる形で行う―に、後で詳述する「人事会議」が、民間法人に於いて数年以上の就労経験を経ている事を条件に公募し、前記試験に於ける成績内容及び民間法人に於ける職務内容に基づいて選考し、適任者を「公務員第二次候補者名簿」に登録、公の職員への採用の対象とする。各応募者には、「職務経歴書」の提出を義務付ける。

## 第一〇八条―職員の義務

基本的に総統・内閣そして独行委の下、所謂裏方として働く訳だから、彼等の言う事に対しては無条件で従い其の通りに働く―と云う事は至極当然である。―敢えて人体に譬え、総統・内閣そして独行委を大脳とするなら、管理職以上の公の職員（俗に云う「官僚」）は神経、現場で作業する公の職員は筋肉―と云う事に成ろうか。

## 第一〇九条―職員の地位・賃金・

### 任期と登用の年齢制限

何れも具体的な内容については法律で定める事と成るが以下、其の法律で定めるべき細目の概要を、此の機会に述べておきたい。

地位と賃金 地位（肩書）の名称を、民間の法人の平均的な呼び方に近いものとした上で、賃金も、其の地位及び責任の度合いに応じて、各々の地位毎に設定される。無論、果たすべき責任が重い程、賃金も其に比例する形で多くなる。其の上で、「单身生活を営む為に一年間、必要な金額」を年間最低賃金として設定、是を一般（平）職員（試用・初任研修の段階に在る者を含む）に支払う賃金の年額とする。尚、「单身：一年間：金額」が地域に因って異なる場合には、先ず其の全国平均を明示した上で、「州」或いは「特別市並びに郡」（何れも第二一八乃至二一九条の解説参照）毎に金額を調整する事と成る。

其の各地位の名称と、「单身：一年間

：金額」の全国平均を仮に「二〇〇万円」とする場合は賃金（時給 $\parallel$ 年間賃金 $\times$ 二五〇日（ $\parallel$ 年間就労日数） $\times$ 八時間（ $\parallel$ 一日当たり標準就労時間））とは、次の通りとすべきだろう。

一般（平）	一〇〇〇円
主任	一五〇〇円
係長	二〇〇〇円
課長	三〇〇〇円
部長	四〇〇〇円
局長	五〇〇〇円
事務長	七五〇〇円
（ $\rightarrow$ 現行制度に於ける「事務次官」）	
〔省内〕行政委員	九〇〇〇円
国務大臣／独立行政委員／	
最高裁判所の裁判官（第一四二条参照）	

一万円

独立行政委員長／国会副議長

一万一二五〇円

内閣総理大臣／国会議長／

最高裁判所長官（第一四二条参照）

一万二五〇〇円

総 統

一万五〇〇〇円

——此処では一応の目安として、総統に支払われるべき賃金の額を明記してあるが、第七一条の解説で述べた通り、民間に於ける企業経営者の年間平均収入額を参照の上で設定し、首相から主任迄の賃金の額については当然乍ら、総統と平との差額の範囲内で均衡を摂りつつ設定する事と成る。

登用と任期 前述の通り、本案が想定して

いる職員の登用形態は所謂「有期契約任用制」である。其の「有期」即ち任期は、国会議員の其に合わせる形で「三年」を標準とすべきだろう。但し仕事柄、其の働きの成果を長い目で見る必要が特に在る「教育職」と「研究職」については「六年」とするが妥当な所だろう。

年齢制限 国会議員又は民間の有識者から選ばれる特別行政職並びに中等過程以上の教育職や研究職以外、「満七五歳を過ぎて新たに任用されない」とすべきたろう。「国民皆生涯現役」の手下と成る事と「円滑な世代交代」との妥協点としては、公務員の場合は是が妥当——と筆者は考える。



本案では、公務員の人事の流れについて概ね、次の如く想定している。

- ① 内閣が、国会議員総選挙の後に初めて行われる国会の召集の前日迄に、内閣直属の「人事会議」（現行制度に於ける「人事院」に相当。公務員歴を持つ民間の有識者一五人以内の委員〔独行委と同様、内閣が指名し国会の同意を経て任命〕で構成）の新たな委員の候補者を決定。
- ② 内閣が①の課程で決めた人事会議委員候補者の名簿を、総選挙後初の国会の初日に国会へ提出。内閣委員会で各候補者出席に抛り公聴会を行い審査の上、同公聴会の内容を本会議で報告の後、各候補者の委員就任の件について個別に採決。過半数の賛成を得られな

い候補者は「不同意」とする。名簿提出から採決迄の期間は五日以内。但し、不同意が生じた場合の代替候補者決定に要する日数は除く。

- ③ ②の課程に抛り選ばれた人事会議の委員団は、委員長との互選に引き続き、局長級以上の公の職員（事務長〔事務次官改め〕、局長及び施設〔センター〕長。以下、上級職）の候補者の選考に着手、「国家公務員上級職候補者名簿」を作成し、一箇月（三〇日）以内に首相へ提出。内閣は、同名簿に登録されている候補者から各上級職員を指名且つ任命。
- ④ 部長から課長級迄については、首相の監修の下、所轄の国務大臣が其の下に置かれる「行政委員会」（第九八条の

解説参照)の助言と同意を得て指名且つ任命する。

⑤ 其以下の内部人事については、上級職の裁量に拠り、前述の「公務員第二次候補者名簿」から選抜する事を原則とする。

——課長級以上の公の職員について、何れも選挙を通して大衆の支持を得ている国会の審査と同意を経た、内閣及び其の直下の行政委員会・並びに独行委が指名且つ任命する。そして、若し政権(与党)が変われば其に乗じて公の職員もそっくり入れ替わる——と云う体系が確立される事を通して、大衆の利益に叶う行政が縫り確実な形で行われる様に成る。——と筆者としては期待を込めつつ考える。

## 第五章 首都及び地方自治

現行憲法では「内閣(行政)」の章に引き続いて「司法」の章を表記しているが、本案では、「行政」と「司法」との間に「首都及び地方自治」の章を挟む形を採っている。是は、司法機関(裁判所)の主な構成員(裁判官)の任免に際して地方公共団体も関わるが故、其の地方公共団体の在り様ようについて先に説明する必要がある、と考えるからだ。

### 第一一〇条——

特別直轄市並びに地方公共団体の設置  
地方自治に関し、其の内容を具体的に

定めておく一方、其等地方公共団体とは別に、「特別直轄市」を敢えて置く事を憲法に記す必要が在ろう。

### 第一節 特別直轄市

#### 第二十一条——日本国の首都

「特別直轄市」は、謂わば「政治だけの街」。其を敢えて築き、其処を首都とするのは、アメリカ合衆国の例（首都ワシントン）は、どの州にも属さぬ「特別行政区」として定義付けられている）に倣う迄も無く、経済活動等に因る「世俗の喧騒」に煩わされる事無く政治に専念出来る環境を確保したい、と考えるが為だ。

#### 第二十一条——

##### 特別直轄市の場所と住民資格

住民資格について 敢えて順番を変え、特別直轄市に定住する住民の資格について先に述べる必要が在ろう。

無論、詳細については法律で定める事と成るが概ね、以下の要件中の一つに該当する事が条件と成ろう。

① 総統、大臣、行政委員及び独立行政委員

② 国会議員

③ 最高裁判所の裁判官

④ 最高検察庁の検察官

⑤ 軍総司令部の幹部

⑥ 中央警察の幹部及び捜査官

⑦ 各々特別直轄市内を管轄する、下級

裁判所の裁判官・下級検察庁の検察官、  
軍駐屯地の兵士及び警察署の警察官

⑧ 日本国が加盟している国際機関並び  
に其に加盟している外国の大使及び公  
使

⑨ 以上各号の執かの組織で働く職員  
(含む秘書)

⑩ 日本国に係る政治の報道を目的とす  
る新聞・出版・通信及び放送の業務に  
携わる者

⑪ 以上各号に該当する人々の生活の便  
宜を図る事を目的とする物品の譲渡及  
び役務の提供に携わる者

⑫ 以上各号の何れかに該当する者の配  
偶者及び扶養親族(父母又は子)

場所について 先ず、内陸部である事が絶

対条件だ。臨海部では津波が起きた時に  
は其の被害に間違い無く遇つて、都市機  
能自体が麻痺するからだ。其で尚且つ、  
比較的平坦な広い高台。其の上で出来れ  
ば、北関東から東北の南端部迄の間に置  
きたい。日本の首都は「大和」以来、奈良  
から京都、そして東京へと移り今に至つ  
ているが、君主制と決別し共和国を営ん  
でいく、と云う姿勢を象徴的に持たせる  
意味でも、東京から稍北の場所に其の首  
都を置きたい。其の上で更に出来れば、  
連絡用の鉄道を東京に迄は直に行ける形  
で敷く様にしたい。

「話が戻るが、」世俗の喧騒に煩わさ  
れる事無く政治に専念出来る環境を確保  
したいが為に特別直轄市を日本の首都と

して置く—との旨を前述した。併し（しか）だからと云つて、続けて前述した特別直轄市の住民達が世間離れしているべき—と云う事では決して無い。

各々（おのおの）の住民達が例えば週に一乃至二度、特別直轄市で働く以外の時間帯を巧く活用して世俗の領域に繰り出し、「主に民間で働き生活を営んでいる人々が今、更には今後、必要としている事々とは何か」を先ずは各々の目で見て肌で感じ、其を復、特別直轄市で働く中で、新たな施策を論理的且つ具体的且つ建設的な形で産み出していく事に繋げて戴きたい。—連絡用の鉄道を東京に繋げる形で敷く事も然る事乍ら（なが）、公務員と成るに三年以上の民間法人に於ける就労経験を求める事

（第一〇七乃至一〇九条の解説参照）についても亦、同様の意味を持っている。

### 第一一三条——政務長官

特別直轄市の長は行政の分野に在って働く一国家公務員且つ公の職員であり、故に住民の選挙を通して選ぶには適さず、内閣が指名し国会の審査と同意を経て任命する事が妥当な選び方、と筆者としては考える。其の肩書の呼び方も、地方自治とは違う事を明確に示す意味で、「市長」等とは敢えて言わず、「政務長官」と称する方が妥当な所だろう。

### 第一一四条——

特別直轄市の予算と法の決定

特別直轄市は国家としての行政府が文字通り、直に営む街であり、地方公共団体では無い（合衆国・カナダそしてオーストラリアの各首都と理屈は同じ）。其の会計と施策（法）は全て、内閣が任命する「政務長官」を長とする「特別直轄市庁」（法律で規定）と国会との連携で決められるから、特別直轄市には独自の議会そして公選の首長は最初から存在しない。だから、第一八条の「<sup>すべて</sup>国民は平等」の精神とは矛盾しない。

### 第一一五条——特別直轄市の職員

此の条文に関しては、第一〇七乃至第一〇九条を殆ど準用しているが故、同三条各々の解説を今一度、お読み戴きたい。

### 第一一六条——

#### 特別直轄市の住民の参政権の制限

第一一四条の解説で述べた通り、特別直轄市には独自の議会そして公選の首長が存在しないから、参政権も国政に関する選挙等——即ち、国会議員選挙と総統選挙並びに憲法改正や条約締結等に係る国民投票に自ずと限られる。——其でも、国会議員すら選べない合衆国の首都ワシントンの住民（参政権の行使は大統領選挙——四年毎・<sup>うごう</sup>閏年に行われる——についてのみ）よりは優遇されている、と云うべきだろう。

### 第二節 地方公共団体

第二一七条——

地方自治と地方公共団体の定義

第九二条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

第九四条 地方公共団体は、《その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権利を有し、》法律の範囲内で条例を制定することができる。

現行憲法では、地方自治に関しては殆ど極簡単に述べ、法律に丸投げする格好で明治以来の「府県制」を基本的に引き継ぎ今に至っているが、本案では、地方公共団体の在り方を殆ど零から見直した——一切の「〔都道府〕県」を廃止——上で、先ず此の第二一七条（以下、此の解説に於い

てのみ「本条」で地方自治と地方公共団体・各々の定義を述べ、次の第二一八乃至一九九条を通して地方公共団体の種類・区分と役割を敢えて表記した。

其の上で、「独立採算の原則」を本条の第三節に表記し、法律に拠る他、各地方公共団体——特に次条で定める種類の其——が独自に定める条例を通してでも租税を当該地方公共団体の住民に課せる様にした。其の「独立採算」こそが、地方公共団体が自治を国家（＝中央）の干渉に遭う事無く自らの利益に叶い得るべく行う為には必須と成る——と考える（↑「金銭を出す者は口を出す」）からだ。但、「自然の狂気」（地震・津波・暴風：等）又は「海外からの武力攻撃」に拠り広範囲の（＝二つ

以上の州に跨またがる損壊と万単位の死者が発生した場合―「三・一一」の如ごとき―については、当該各州の首長―議会の同意が必要―の一致した要請を受けた上で、行政府が国会の議決を経て復旧と復興の為に必要な融資（状況に因つては補助）を行ふ事が出来る様にすべく法律で整備しておく必要が在らう。

第四四条の解説で述べた通り、日本は合衆国やロシアの様な「多民族の連邦国家」で無ければ、欧羅巴ヨーロッパ諸国等の様な「貴族或いは部族制度を軸とする階級国家」でも無い。かと言って、「単一民族国家」―嘗かてのとある総理大臣（首相）も言い放つた―でも無いが、北海道の「アイヌ」も沖縄の「琉球民族」も共に、極少数―

而しかも前者は皆が束に成つて政治活動に取り組んで投票しても、其だけで国会へ一代表を送るには遙はるかに遠い数―で定住地域も極限られており、定住外国人を除いて大多数の日本国民は「大和民族」と言つて間違いではあるまい。が他方、同じ民族間であっても、地形や気候・其の他諸々の環境条件に因つて生活様式其の他の習慣には多かれ少なかれ、違いが見られる。其故それゆゑ、同じ民族同士の共同体として国家が形成されていても、其の同じ国家の土地に在つて「其の地に住んでいなければ判らない事」は、少なからず在る。―地方自治が「殆ど―併し全てでは無い！―同じ民族の共同体」である此の国・日本でも必要不可欠な理由が正に、此処

に在る。

### 第一一八条——州の権限

前条の解説で述べた通り、現行憲法では地方公共団体の区分や種別について述べず、法律に丸投げする格好で明治以来の「府県制」を基本的に引き継いでいるが、本案では各地方公共団体の区分や種別を敢えて表記した。一言で「地方自治」と言っても、分野や規模毎に関わる人数や地理的な範囲等で違いが在り、其等に応じて組織体の区分や種別も複数と成る。其等組織体の区分や種別について、其の国家に於ける「基本法」且つ「最高の法」である憲法に一通り、表記しておかないと、地域毎に地方組織体の区分や種別が

散々に成つて、国家としての統制が摂れ  
た運営に支障を来し兼ねない——と云う不安も在るからだ。

其等地方公共団体の最も大きな組織体を「州」と称した上で、条例を「憲法（↑本案）及び法律に反しない限りに於いて独自に」定める権限を特に保障する（↑現行の「〔都道府〕県」より遥に高度な自治権を与える）ものとした。是には、「法律の範囲内で」よりも、更に次の第一一九条で述べる中規模以下の各地方公共団体よりも自由且つ広範囲に——と云う意味を持たせている。

其の上でただし但書を設け、「外交・防衛・教育・医療・人の生命に係る安全の確保及び司法」について「委任事項が法律に在

る場合」に限定したのは、外交と防衛（軍事）については正に国家としての存亡に関わる分野だからであり、後の四者については、何れも「人が人間として生きる為に最小限、必要な事々」に関わる分野であるが故に地域そして民族等に因る違いが在っては成らない（＝人たれば皆、同じでなければ成らない）——と考えるからだ。「人の：確保」についての具体的な範囲は法律で定める事と成るが、例えば「食」「建築」「薬類」並びに「医療（含む介護）」「運輸・交通」の各々についての基準が是に諺る。

日本国に於ける州の数は概ね、一〇乃至一五と云う事に成ろうか。無論、合衆国の例に倣う迄も無く、前述の「特別直

轄市」は此の中には入っていない。

第二一九条——郡・市・町及び村並びに

特別市及び区の設置と各々の権限

此の第二一九条では、前条の規定に拠る「州」の下に必然的に置かれる中規模以下且つ複数の地方公共団体・其等の区分や種別そして各々の基本的な役割分担について述べている。

州の次に大きな・即ち中規模の地方公共団体として「郡」と「特別市」とを設定し、両者に次ぐ小規模の地方公共団体として、郡の下に「市」「町」と「村」を、特別市の下に複数（五以上：法律で規定）の「区」を、各々置く形とした。行使出来る権限については、郡と特別市とで対等、

市と区とで対等とした。

郡は近隣市町村間の互助（助け合い）の為の合議体―個々の市町村では出来ない事「々」でも近隣市町村間で助け合つて束に成れば出来る事「々」が少なからず在る、と云う事―とし、一方、特別市―共に現行制度下の「指定都市」並びに「東京都に於ける特別区部（計三区）」の各領域を継承し改めて発足。但し後者は一旦、統合の上で此の条文で定義する区政に移行―は其で単一の地方公共団体として扱い、其の下に在る複数の区は当該特別市の「分所」と云う扱いと成る。――両者を「州」と「市町村並びに区」との間に敢えて置くのは、「市町村並びに区の規模の地方公共団体が各々、単独では出

来ない事」や逆に「州単位で関わる程とは言えない事」が、地方自治については少なからず在るからに他成らぬ。

各地方公共団体毎の規模等の条件については無論、法律で定める事と成るが、登録住民の数（定住人口）に関しては以下の各号を基準の目安とすべきだろう。規模が小さい順に――

村 一万人未満

町 一万人から四万九千九百九十九人迄

市 五万人以上

特別市 六〇万人以上

（市内各区は何れも一〇万人以上）  
――当然乍ら、定住人口が少なくなる程、単一の地方公共団体が出来る事の種類・

数や範囲は必然的に少なくなる。が故、「権限の範囲……成らない」と記す必要は無い様に思われがちだが、其でも敢えて記したのは、市町村が州よりも大きな権限を行使する様な事態が場合に因って起こり得る―憲法解釈の変更に因り―可能性も想定し、其の動きに歯止めを掛ける―憲法解釈変更の隙すきを与えない―狙いも在る。

第二二〇条―各地方公共団体の首長  
第二二一条―州等の議会の選挙

第九三条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

地方公共団体の長、その議会の議員及び▼

▲法律の定めるその他の吏員りいんは、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

郡と区を除く各地方公共団体の長並びに郡と区と村を除く各地方公共団体の長については現行憲法下と同様、当該地方公共団体の住民且つ成年者たる日本国民に抛る直接且つ秘密投票の選挙を通して選ぶものとした。但、参政権は其の国の成年者たる国民だけが行使出来る権利だから、念を押す意味で「日本国民且つ成年者たる」を「当該…住民」の前に記し、亦、現行憲法に在る「法律…吏員」―是も大衆間では使われない言葉だ―については当然乍ら本案では記さなかった。首長そして議会の議員、其以外は地方自

治に在っても選挙の対象とは成り得ないからである。

其の上で以下、二つの条文毎に述べる。

**首長（第二二〇条）** 現行憲法制定以来、選挙に於いて一番多く票を得た―其の得票数が過半数か否か・並びに投票者数・投票率は関係無く―候補者が自動的に当選、首長と成っているが、本案では総統選挙と同様、二段階方式を採り、普通選挙として行う第一段階に於ける得票上位二候補者を対象に当該地方公共団体議会の議員全員の投票で当選者即ち首長を決める方法とする。無論、議会との連携を限り無く万全に近い状態で円滑に行う中で地方自治を営む為だ。

特別市に於ける区の長については、敢

えて選挙に抛らず―「分所」扱いと成るが故―、当該特別市の首長が就任に際して首長の被選挙権を持つ各区の住民且つ成年者たる日本国民の中から候補者を指名し、各区毎に住民且つ成年者たる日本国民に抛る信任投票を行い、過半数の賛成を経て当該特別市の首長が任命するものとした（反対が過半数と成った場合は、新たな候補者を改めて指名し再度、信任投票を行う）。

総統と同様、地方公共団体の首長も六年の任期で二期を最大限とし、亦、六年毎・国会議員総選挙（奇数回）の翌年に於いて一斉に行う事を原則とするが、被選挙権年齢を敢えて「満三〇歳以上」とする。是には、先ず自らの出身地に於いて地方行政の総覧と統括と云う業の経験（わづら）を

積んで国政に臨むべき事を、将来の総理大臣（首相）更には総統を目指す人々に促すと云う狙いも在る。

首長選挙については其の他、総統選挙について（第六七乃至六八条）の解説を今一度、繰り返して御読み戴きたい。

議會（第二二一条）是亦現行憲法制定以来だが、地方公共団体の議會については、市区町村では「大選挙区制」（当該選挙の対象全領域が単一の選挙区）を原則とし、県と「指定都市」（↓特別市）では「中選挙区制」（当該選挙の対象全領域を複数の選挙区に分け、各選挙区毎に複数の構成員を選ぶ）に拠り、共に候補者個人の名を書いて投票が行われて来た。

本案では、「議會政治は集團業」——「政

党——同一の思想信条・主義主張の下に現住の共同体を繕り良くすべく政治活動を行う事を目的とする団体——を介して行うが故——との観点から、議會議員選挙の投票については個人名表記を否定し、対象全領域単一選挙区且つ「政党名表記」のみとする事を想定している。其は国会のみならず、地方自治に於ける議會についても亦、同様である。

地方公共団体の議會の議員の任期は國會議員と同様に三年とし、其の選挙は三年毎且つ國會議員総選挙の略丁度一年後、州から町に至る迄の全ての地方議員について全国一斉に行うものとする。

尚、特別市に於ける区は当該特別市に於ける「分所」扱いと成るが故に最初か

ら議會を置かず、当然、議會議員選挙とは無縁である。

地方公共団体の議會の議員選挙については其の他、国会議員総選挙について（第四五乃至四七条）の解説を今一度、繰り返して御読み戴きたい。

### 第一二二条——

#### 州等の議會の議決並びに村の集会

議會は、「村」に於いては不要である。

定住人口が一万人未満なら、当該地に定住の成年者たる国民の数は概ね、七〇〇〇人から八〇〇〇人。と成ると、地方自治に關して出来る事は自ずと極限られる。が故、村の場合は、予算の決定・決算の承認・村内条例に係る賛否——と云った事

について、当該村民且つ成年者たる国民を皆、運動場に集めて集会を行い其処で議決——主に挙手——を行う事で充分——と筆者は考える。

亦、「町」や「市」の議會についても、専任の議員は置かず、普段は日中に各々の本業で働き、空き時間を利用して議會の議事を行う——と云う事で充分だろう。

定住人口が多い分、地方自治に關して出来る事も村よりは多いが、其でも州や特別市よりは其等出来る事が自ずと限られているからだ。

尚、特別市並びに州の議會の議員については、國會議員と同様、専任とする。亦、何れの地方議會議員についても、支払われる賃金等（報酬）は時給換算の下、

国会議員よりも多少少なめに抑える必要が在る。「公の職員（国家公務員一般職。第一〇九条の解説参照）中の「課長」と同額が妥当か？」。

### 第一二三条――

地方公共団体間の合併又は境界線変更

### 第一二四条――市から特別市への移行

### 第一二五条――住民投票の制限

何れも地方自治に係る住民投票についての規定と云う事は共通なので、纏めて述べる事としよう。

本案では、地方自治と云う「人々にあって国政よりも身近な問題」に関して、当該地方の住民が直に賛否の意思を示す機会が可能な限り、確保されるべき――と

考え、共に地方自治に関する「一大事」と云うべき「地方公共団体間の合併又は境界線変更」と「市から特別市への移行（郡からの離脱、一方で区制・議会議員の専任化と独自権限の拡大）」とを明示した上で、各地方公共団体が必要に応じて住民投票を行う権限を保障する旨を第一二五条で記し、其の一方で、州に於ける条例制定の場合と同様の理由（第一八条の解説参照）に拠り、但書を通して、「外交・防衛・教育・医療・人の生命に係る安全の確保（「食」「建築」「薬類」並びに「医療（含む介護）行為」「運輸・交通」…例）及び司法」については、「住民投票を可とする旨の事項が法律に在る場合」に限定した。

第一二六条——

郡に於ける長の選出及び議決

郡は近隣市町村間の互助の爲の合議体、と前述した（第一一九条の解説参照）が、補足の意味で更に言うなら、普段は近隣各市町村が自主独立の形で地方自治を営み、其の自主独立の形を保ちつつ、「どうしても個々の市町村では対応出来ない・併し州を通す必要も無い」水準の課題に当たった際に「困ったら御互い様」式に助け合い、当該課題を解決する——と云う事を組織立てて行う手段、其が郡である。そうした組織体には、例えば其が常設であっても、議会の類は必要無く、近隣各市町村の長同士の合議を以て物事を決め、そして実行する事で足りる——と

云うのが自然な考え方と言えよう。其処で本案では、郡の運営については当該郡を形成する近隣各市町村の長全員に拠る「首長会議」を置き、議長を互選で決めて其を当該郡の長とした上で、定期的に——概ね週一回が妥当か？——更には必要に応じて会議を行う中で郡としての意思を決める様にし、其の中で郡条例の制定と郡予算の決定を行う際、当該近隣各市町村の、市と町に於ける議会並びに村の住民集会・各々に於ける過半数の賛成に拠る同意を得る事を条件として明記した。

第一二七条——地方公共団体の職員

首長と議会（村に於いては住民集会）のみ成らず複数の公の職員の働きが必要不可

欠である事は、地方自治についても同様である。此の件については、国政に於ける「総統（・内閣及び独立行政委員会）」を「当該地方公共団体の長」と読み替える以外、働き方についての規範は殆ど国家（中央）の行政府の場合と同じに付き、第一〇八乃至一〇九条の解説を今一度、お読み戴きたい。

## 第二二八条——国家行政府に拠る

### 単一地方公共団体対象法の制定要件

**第九五条** 《一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。》

本案の第二二八条は、現行憲法の第九五条に拠る「特定単一の地方公共団体のみを対象とする法律の制定の条件」について多少の文言を変えた上で殆ど引き継いだ。更に、単一又は複数の特定地方公共団体に於いて国家の名に拠り国家の責任で事業を行おうとする場合——「三・一一」からの復興（「福島第一原子力発電所」の事故に係る後始末を含む）も本来は是に該る——に係る金銭の予算への計上についても、先ずは対象地域の住民に対する説明責任を充分に果たした上で当該地域の住民の信を問うべき——と考え、第二項で明記した。

其の上で第三項を通して、何れも当該地域の住民且つ成年者たる日本国民に拠

る過半数の投票を行った結果として過半数の賛成を以て有効・同意とする旨を明記した。即ち、例え賛成が過半数であっても、当該地域の住民且つ成年者たる日本国民の過半数が足を運んだ結果で無ければ、其の地域としての総意とは言えず、故に当該法案並びに当該事業計画自体が無効と成る。

### 第一二九条——自治会

本案では、「自治会」（「町内会」の類）の規定を敢えて新たに設けた。憲法や国の法律等そして当該地域の条例に反しない限りでの「地方公共団体に準ずる公共機関」として位置付けている。

自治会を憲法に記した上で法的根拠を

与える、其の大摩訶な狙いは二つ。

第一には、「婚姻と子育て」を始めとする「人が人間として生きる為に必要な営み」や「防災」等の「人間同士の助け合い」が確実に成される上で、近隣住民の極身近な集まり——「御近所同士」即ち、互いに目が届き、顔を見合う関係——でもある「字（あざ「丸の内」「霞が関」「永田町」：例）「何丁目」と云う単位が共同体として無視出来ない存在と成らざるを得ないからである。

第二には、「政教分離」の規定（第二四条）と連動させ、特定宗教との繋がり——現状に於ける自治会は多くが「神道（神社）」と関わっている——を未然に防ぐ事に在る。自治会が民族の違いをも問わず其の「字

「何丁目」の領域に定住する全ての人が参加の上で営まれる為には、宗教一異なる考えを自ずと排除する性質（排他性）を本質的に持つ一との繋がりには邪魔に成るからだ。

自治会に法的根拠を与えた上で育てていく事は、真の民主政治を此の国・日本に根付かせていく一大衆水準から「草の根」的に一、其の唯一無二の貴重な手段と成る一と筆者は強く信ずる。

## 第六章 司法

### 第一節 裁判所に関する通則

#### 第一三〇条——裁判所と裁判官の地位

#### 第一三二条——裁判所の種別

第七六条 すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。

特別裁判所は、これを設置することができない。行政機関は、終審として裁判を行ふことができない。

すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。

「司法権は全て、此の章で定める裁判所に属する」と司法の章の始めと成る此の条文で明記している訳だから、「特別裁判所云々」と態々、続けて記す必要も無かるう。

さて、本案に於ける司法の章の始めに

該り、現行憲法では述べ忘れていた感が在る「裁判所の地位」について、「司法権：属する」の後に続けて段落を変える形で「国会及び行政政府に対して独立の地位を持つ」事を明記し、其に続けて段落を変える形で、裁判官が「裁判所」と云う国会と行政政府に対して独立した立場に在る組織体に於いて自身の良心に従いつつ職務を行う存在である事を、各々の裁判官に常に認識させる狙いも在る。

裁判官を拘束する法の対象について、憲法そして法律に「日本国として締結した条約」を加えているのは、条約に因つては関連の法律を制定する事無く当該条約を翻訳の上で其の儘、法として日本国内で適用している事例も在り得る事を想

定しているが為だが、「日本としては、現に締結している以外の条約の存在は認めない」と云う対外的な意思表示の意味も兼ねている。

現行憲法では「司法権：属する」の中に記してある裁判所の大摩訶まかな種別・即ち「最高裁判所」（以下、最高裁）と「下級裁判所」（以下、下級裁）とが在る旨の文言だが、本案では敢えて、司法の章の始めと成る第一三〇条に続ける形で第一三一条に明記した。段階に応じて二種類の裁判官が在る事を際立たせる為だが、下級裁については当然乍ら、段階に応じて更に分ける必要が在るが故、節を改めて規定する（第一四六乃至一五〇条の解説参照）。

## 第一三二条——裁判官の資格

裁判官を務める上での基本的な資格を本案で表記した。総統と同様に「四〇歳以上・日本国民歴二〇年以上」とするのは、「裁く」と云う業——其の被告人の人生の今後を正に左右する業——を公正そして公平な状態で行うには相当程度の人生経験が必要と成る——と考えるからであり、特に最高裁判所の裁判官について「五〇歳以上・日本国民歴三〇年以上」とするのは、「無論、詳しくは法律で規定するが」「下級裁判所に於ける裁判官を少なくとも一期、務めている事」、即ち、「裁判の経験を実際に積み上げていく事」が最高裁判所の裁判官を務める前提条件と成るべき——と考えるからだ。

## 第一三三条——裁判官候補者選考委員会

裁判官を全て、司法に詳しい「裁判官以外の有識者」で構成する、裁判所とは別個の第三者機関「裁判官候補者選考委員会」（以下、此の条文の解説に於いて「選考会」）が作成する名簿——国会・行政府と各州議会（第一二二条の解説参照）に一部ずつを置く——を介した上で「行政府が指名し議会の審査と同意を経て任命する」ものとした。

裁判官の選出・任用について、裁判所とは別個の第三者機関である選考会に候補者選びを託し、亦、行政府に拠る指名と任命との間に議会を関わらせる。其は——

① 「裁く」と云う業・即ち裁判は正に、

其の被告人の人生の今後を左右する業であるが故、人生経験が豊富でないといふ巧く（＝公正そして公平な状態で）は出来な  
いし、故に選挙を通して選ぶには馴染むまいし、一般大衆が裁判官を評価する事にも無理が在る。事実、現行憲法に於ける最高裁の裁判官を対象とする「国民審査」で失職（罷免）に至った裁判官なんか、一人も居ない。

② 併し、裁判官の選出・任用にも民意を可能な限り、反映させたい。最高裁については専ら（もっぱら）行政府の意思で指名、下級裁については専ら「最高裁の指名した者の名簿に拠って（＝従って）」。  
そして共に、議会を通さない一では、

民意を反映させての裁判官の任用なんか、望むべくも無い。

③ 但、①で述べた通り、裁判は正に、其の被告人の人生の今後を左右する業だ。故に、思想的な偏りが裁判に於いて反映されては拙いし、単なる「議会と行政府」の関係の中で裁判官選びが行われるなら、其の思想的な偏りの可能性は高くなる一と云わざるを得ない。一との理由に因る。

其処で、議会や行政府そして裁判所とは別の「第三者機関」として、選考会を「行政府が主導し、議会が其に助言と同意を与える」形で組織し、彼等に裁判官候補者選びを託した上で其の候補者達の中から改めて「行政府主導・議会の助言

と同意」で裁判官を選ぶ様にするのだ。

思想的な偏りが反映され難くする為、選考会を構成する委員の人選も「念には念を」で行く必要が在る。即ち、総統が委員を指名し内閣と国会の同意を経て任命、と一応、記してはいるが、委員候補者の推薦の段階については法律で定める所に抛り、次の様に複数の推薦枠を予め、設定した上で推薦を行い、総統が取り纏めた上で内閣の同意を得て委員候補として指名、大臣の場合と同様、国会に於ける公聴会審査と同意を経て、総統が任命する事と成る。

選考会の定数を一五人（改選は五人ずつ）とする場合（括弧内は改選時の被推薦者数）――

総統又は内閣 三（一）

→選考会委員長候補として。

国会議員 六又は九（二）（三）

→但し、同一の政党に抛る推薦枠は三（改選時一）を超えない事。

選考会現委員 三又は六（一）（二）

此の選考会に限り、構成員である委員の再選を「無し」とした。選考会は裁判官の選出に際して助言を与える、謂わば「諮問機関」的な組織体であるから、幾り多くの「司法に関わる有識者達」に参加して戴く機会を確保しておく必要が在り、故に「此の人！」式に一〇年程の間隔で人を固定する事は選考会については馴染まぬ――と筆者は考える。任期を六年とするも二年毎に三分の一ずつの改選、

とする理由も其処に在る。

### 第一三四条——

#### 裁判官人事に係る権限の制限

第七八条 裁判官は、《裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、公の弾劾によらなければ罷免》されない。裁判官の懲戒処分は、行政機関がこれを行ふことはできない。

現行憲法では行政府（内閣）にのみ「裁判官の懲戒処分不可」としているが、本案では国会と地方公共団体についても、裁判官の任用に関わる事から、「弾劾」の場合を除いて裁判官の懲戒処分を出来ないものとし、更に、裁判官候補者選びを前述の選考会に託す関係で、念を押す

形で、国会・行政府と地方公共団体の何れも裁判官候補者選びには参加出来ない事を明記した。

裁判官と地方公共団体との関係については、第一四六乃至一五〇条の解説で纏めて述べる。

### 第一三五条——裁判官の任期

第七九条 ⑤最高裁判所の裁判官は、法律で定める年齢に達した時に退官する。

第八〇条 ①下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によって、内閣でこれを任命する。その裁判官は、任期を十年とし、再任されることができる。但し、法律で定める年齢に達した時には退官する。

裁判官の任期は一律、六年とし且つ、

同一の裁判所に於いては二期を超えて裁判官に任用されないものとした。亦、「弾劾」「心身故障」と「死亡」の場合を除いては、年齢の問題を含め任期中に失職しないものとした。任期を「六年」としたのは、人事の固定的な周期を確保し亦人材の円滑な世代交代を確保する意味も在るが、議会に拠る監視・点検チェックを行き届かせる意味も含まれている。

### 第一三六条——裁判官の報酬

第七九条 ⑥最高裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

第八〇条 ②下級裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬▼

▲は、在任中、これを減額することができない。

現行憲法には在る、「裁判官報酬減額不可」の条項。本案では、敢えて記さなかった。現行憲法案を作りそして与えた側は「賃金——報酬」も其の類たぐいに含まれる——は、右肩上がりが増え続ける事は在っても、減る事なんか有り得ない」と思い込んでいたのかも知れぬが、賃金は社会環境の変化——無論、景気の上下も含まれる——に因って多くも成れば少なくとも成るものだからだ。

景気が悪くなれば（品物が売れなくなれば）当然乍ら、民間で働く人々は賃金が下がる。——そうした中で、裁判官について

のみ「報酬減額不可」とする事は、「裁判官は世間知らずたるべし」と言っている様なものでは無かろうか。

### 第一三七条——合議制裁判

裁判を全て三人以上の合議に抛り行う旨を明記した。一人一人の考えにはどうしても偏りが在るが故、被告人の生死を左右する営みでもある裁判を一人に委ねる事は危険——と考えるからだ。

### 第一三八条——裁判の公開と評議の秘密

第八二条 裁判の《対審》及び判決は、公開法廷でこれを行ふ。

裁判所が、裁判官の全員一致で、《公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決し》▲

▲た《場合》には、《対審》は、公開しないでこれを行ふことができる。但し、政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第三章で保障する国民の権利が問題となっている事件の《対審》は、常にこれを公開しなければならぬ。

第一項と第二項は、現行憲法中の「対審」——是も日常では殆ど使われない語句だ——を「審理」に、「公の秩序…虞——是も日常では殆ど使われない語句だ——が在ると決した」を「公共の秩序が侵される可能性が在るものと決めた」に、各々言い換える等の若干の手を加えた以外は現行憲法第八二条の趣旨を殆ど引き継ぎ、其の上で、裁判の判決が「評議」を経て行われ、其の評議が秘密裏<sup>り</sup>に行われる旨を、

第三項として明記した。

裁判の評議を秘密裏に行う、そうしなければ成らぬのは何故か。正直な所、疑問を禁じ得ぬが、

▼評議は相当程度、「自由闊達」<sup>かっ</sup>として「ざっくばらん」式に行われる必要が在る。其処では、個人情報を始め開かれた場では口に出来ぬ事々―含む「下ねた」―も必然的に飛び交う。

▼そうした話の中身・即ち評議の経過が同時進行式に公開されると、特に被告人の心理に対して悪い影響を与える―動揺や妬み<sup>ねた</sup>等を起こす―事と成り、裁判の進行を妨げる事態―被告人が暴れる等―を招く可能性も高くなる。

―が故、と筆者は解釈する。

### 第一三九条―

裁判の進行遅延に対する裁判所の権限  
裁判では、被告側が（民事では稀<sup>まれ</sup>に原告側も）其の進行を遅らせる行い―遠回し式に話す・泣いたり喚<sup>わめ</sup>いたりする・突発的に休む…等々―を働く、と云う可能性が常に在る。其で裁判が遅れては、被害者側に更なる心的な損失が加わり兼ねない。

其処で本案では、裁判に於ける主に被害者側の利益を護る一環として、裁判の進行を遅らせる行いが生じた場合に裁判所―実際には当該事件担当の裁判官―の権限で一定の制裁措置―具体的な方法については予め法律で規定―を主として被

告人側に（民事の場合には稀に原告側にも）  
対して課す事が出来る旨を記した。

## 第一四〇条——

### 裁判所に於ける職員の登用

立法（議会）や行政と同様、司法の業も、  
裁判官や検察官等の特別な司法資格者だ  
けでは成り立たぬ事は、言う迄も無い。  
此の件については、行政に於ける「総統  
〔・内閣及び独立行政委員会〕」を「各裁  
判所の長」と読み替える以外、働き方に  
ついての規範は殆ど国家（中央）の行政府  
の場合と同じに付き、第一〇八乃至一〇  
九条の解説を今一度、お読み戴きたい。  
但、立法や行政の場合と違い、司法に関  
わる職員の登用については、裁判の公正

且つ公平に万全を期す関係から、特定政  
党の党員を使う事は避けるべく、其の旨  
を法律で定めておく必要が在ろう。

### 第二節 最高裁判所

## 第一四一条——最高裁判官の選出

第七九条 最高裁判所は、  
《その長たる裁判官》及び法律の定める《員》数のその他の裁判官でこれを構成し、その長たる裁判官以外の裁判官は、内閣でこれを任命する。

最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際国民の審査に付し、その後十年を経過した後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際更に審査に付し、その後も同様とする。

前項の場合において、投票者の多数が裁▼

▲判官の罷免を可とするときは、罷免される。審査に関する事項は、法律でこれを定める。

裁判官を全て「裁判官候補者選考委員会」が作成する名簿を介した上で選ぶ、と前述したが、其の上で、最高裁の裁判官については、総統が其の名簿に記された候補者達の中から指名し、大臣の場合と同様に国会の審査及び同意を経て、総統が任命するものとした。但、第一四三条の規定に抛り刑事と民事とで「小法廷」を置き、次条の規定に抛る長以外の裁判官を半数ずつ、其の二つの小法廷の何れかの担当とする関係上、裁判官候補者名簿が其の内容を「刑事の部」と「民事の部」とに大きく分けた上で作られ、其の

二つの部から半々、総統が指名する——と云う形とすべく法律で整備しておく必要が在る。

最高裁の裁判官の改選は「二年に一回・三分の一ずつ」としている。定数を奇数とする必要が在り——裁判は殆ど「是か非か」式の判断であり、其のどちらかが「過半数」の意見と成らぬと判決が成り立たなくなるが故——且つ其を「一五人」と想定している上、「半数（七乃至八人）ずつ」だと選ぶ側（行政府）や審査する側（国会）にとっても負担が余計に増す——と考える為だ。選ぶ側や審査する側の負担を抑える、と云う意味で付け加えて言う、国会議員総選挙と総統選挙とが同時に行われる年については最高裁の裁判官の人事

を避けて然るべきだろう。

現行憲法に於ける最高裁の裁判官の「国民審査」については当然乍ら、本案では記していない。此の件については今一度、第一三三三條の解説を今一度、お読み戴きたい。

### 第一四二条——長官の選出と権限

（第八條第二項。本案第七二條の解説参照）

本案では、前條の規定に拠る改選の度に最高裁の裁判官全員に拠る互選で長官を決め、其処で長官として指名された者が改めて総統の認証を得て長官と成るとの旨を記しているが、實際の最高裁長官の選出に際しては「無論、法律で定め

ておく事と成るが」、前述の「裁判官候補者選考委員会」（第一三三三條の解説参照。以下、此の條文の解説にて「選考会」）が裁判官候補者選びに際して特に「最高裁長官候補」旨の意見——助言としての——を候補者名簿中の当該候補者の項に表記しておく、其の意見に沿って総統が「最高裁長官候補」旨の文言付きで指名、国会の審査として任命の後、最高裁の裁判官全員が会議の席で選考会の意見を承認する形で互選を行い長官を決める——と云う形とする事が望ましかろう。「長官候補」以外の裁判官に「妬み」等の攻撃的な感情の起こさせる事——其が「裁判官の間に於ける犯罪」の「呼び水」にも成り得る——を予防する為にも。

現行憲法では最高裁長官の権限の内容については大摩訶にすら記していない——所謂「三権の長」の一人であるにも拘<sup>かわ</sup>らず——が、本案では其の最高裁長官の権限として、「裁判官に拠る会議の議長」「司法処理事務の指揮監督」そして「憲法判断を行う裁判に於ける裁判長」の三つの役割を明示した。前二者については「考えてみると其の通り」だろうが、「憲法……裁判長」に関しては詳しい説明を要するだろうが故、次条の解説にて改めて。

## 第一四三条——終審裁判所／

### 違憲立法審査権

第八一条 最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしない

▲いかを決定する権限を有する『終審裁判所』である。

現行憲法第八一条中の「一切の法律……憲法に……決定する権限を有する」を「法律・政令・省令・条例・規則・処分或いは慣習等……が此の憲法に適合するか否かを裁判に抛り決める権限を持つ」に改めた上で、此の所謂「違憲立法審査権」即ち「憲法判断」について第二項と第三項に表記し、「終審」については別に第一項と第四項に表記する形を採った。

現行憲法では「憲法判断」と「終審」とを一体のものと解釈している様だが、両者は必ずしも「同<sup>どう</sup>等」では無い。裁判の数の中身について語る迄も無く、憲法判

断を要しない事件についての裁判が圧倒的に多い。其でも最高裁は終審として裁判を行う訳だから、憲法判断と終審とは區別して考え、段落を変えて規定するのが自然と云うべきだろう。

其の上で、憲法判断を行う「大法院」の下に「刑事小法院」と「民事小法院」とを置き、憲法判断以外の終審については、当該裁判の種別に応じて後二者の何れかで公判を行うものとした。其の後二者は何れも、長官を除く半々ずつの数の裁判官に拠って構成される。長官を小法院に加えないのは前条の解説で述べた通り、「裁判官に拠る会議の議長」「司法処理事務の指揮監督」そして「憲法判断を行う裁判に於ける裁判長」と云う、複数の

重責を担うからに他成らぬ。特に「憲法判断」については、自身以外の最高裁の裁判官の意見が丁度半々に分かれた場合、裁判長である長官の意見が其の儘まま、当該裁判の判決と成る。

さて本案では、其の憲法判断を行う裁判について、若し最高裁が「憲法違反」旨の判決を言い渡す場合、最高裁には「何年月何日迄に此の憲法に合致する内容と成る様、法律〔等〕を改定する事」旨の文言を判決内容と併せて明示する事を、国会・行政府そして地方公共団体には最高裁が明示した其の期限迄に当該法律〔等〕を改定する事を、各々義務付ける旨を此の第一四三条で記した。そうしないと、現行憲法下・今に至る迄幾度と繰

り返されてる。「(国会議員選挙に於ける)一票の格差」訴訟の例を語る迄も無く、「其の氣に成れば当該法律を改定或いは廃止しなくても済ませられる」様な姿勢を立法と行政が採って結局は有耶無耶……と云う事に陥り易くなる——と筆者としては考ふるからだ。

#### 第一四四条——規則制定権

第七七条 最高裁判所は、訴訟に関する手續・弁護士・裁判所の内部規律及び司法処理事務に関する事項について、規則を定める権限を《有する》。

最高裁判所は、下級裁判所に関する規則を定める権限を、下級裁判所に委任することができる。

本案の第一四四条は、此処に挙げた現行憲法の第七七条の字句を多少、大衆に縊り判り易くすべく変えた以外、其の趣旨を引き継いだものである。

#### 第一四五条——恩赦に対する権限

第八〇条で総統の一権限として定義付けている「恩赦」(現行憲法では「大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権」と種別を設けているが、此処では敢えて一括した)だが、裁判を通して確定した有罪判決を行政の権限で覆して無罪とし又は刑を軽くする事であるが故、当該事件について判決を言い渡した裁判官にとつては特に、一種の「屈辱」と成る行いである。

其処で本案では、行政が恩赦を行お

うとする場合には必ず、最高裁の裁判官全員が協議した上で、全会一致で賛成した場合に限り、当該事件についての恩赦を認めるものとした。

恩赦は飽く迄、個々の事件について個別に行われる、特段に例外的な措置である。現行憲法下で「皇室の慶事或いは弔事」が行われる度に幾度か行われて来た「集団恩赦」については、時の権力に抛る「皇室の政治利用」以外の何物でも無く、正に言語道断である。

### 第三節 下級裁判所

#### 第一四六条——下級裁判所の種別

本案では、下級裁判所（以下、下級裁）に

ついて其の種別を明記した。先ず刑事用と民事用とに分け、双方共に、高等裁判所（以下、高裁）を特別直轄市並びに州毎に、初等裁判所（以下、初裁）を特別直轄市並びに郡及び特別市毎に、各々置く形としてゐる。亦、其等各下級裁に於ける裁判官の数を「管轄区域の住民の数に比例すべく」法律で定める事を、念を押す意味で第四項に記した。

下級裁を刑事用と民事用とに分けるのは、刑事裁判と民事裁判とは裁きに必要な知識の内容が各々違う事に因る。前者は「必要最小限の道徳」を礎いしづえに刑法と罰則付き法律を全て理解し尽くしていれば基本的には充分だが、後者は人間関係が複雑に絡んで来る上、次条解説の特に②

に因る所も大きいからである。

尚、本案では「軍事について例外無き文民統制の徹底」と云う観点から、軍事上の事件については、首都を管轄する「初等刑事裁判所」内に「軍事審判部」を置き、其処で先ずは取り扱う事を念頭に置いている（具体的内容は法律で規定）。<sup>ただ</sup>只でさえ秘密が何かと多い軍事について扱う以上、当然乍ら、軍事審判担当の裁判官については特に、軍事に関する専門知識を理解且つ熟知し尽くしている事は<sup>もち</sup>勿論、知り得た秘密を特に「命懸け且つ墓場迄持っていく気で」守り<sup>き</sup>代れる事も絶対要件と成る。



現行憲法下、共に法律に抛り置かれて

いる「簡易裁判所」と「家庭裁判所」とに關して、本案の下では——と云う事で述べおくと、前者については、刑事と民事とに分割の上で各々、実質的に各初等裁へ統廃合し、後者については、「家庭の部」と「少年事件の部」とに分割、「家庭……」は初等民事裁の、「少年……」は初等刑事裁の、各々内部部署として再発足させる格好と成る。

#### 第一四七条——下級裁判官の選出

下級裁の裁判官については、内閣が「裁判官候補者選考委員会」（第一三三三條の解説参照）の選考・作成に抛る名簿を介して指名し且つ其の候補者の名等の情報を所轄区域が在る州の首長（知事）に伝達、其の

首長を通して報告―首長は其の伝達から報告迄を一切、拒めない―の上で、当該州の議会の審査及び同意を経て、内閣が任命するものとした。国会では無く「州議会」としたのは、次二つの理由に因る。

① 総じて数千人居る裁判官の任用に係る審査を国会が全て担う事には無理がある。

② 民事裁判の場合には特に、其の地域特有の事情―気候・地形・風土と習慣―も考慮する必要が在る。

### 第一四八条―下級裁判官の一斉改選

各下級裁判に於ける所属裁判官を一定の時期且つ一斉に改選、との旨を此の条文中で記しているが、刑事の場合、初裁につ

いては地方議会議員選挙の投票日から一年後を、高裁については其の翌年・同選挙の投票日から一年前を、各々目途として改選するものとし、民事の場合は逆に、高裁の裁判官を先・初裁の裁判官を後に改選対象とする―と云う旨を法律で定める事と成る。選ぶ側（内閣）と審査する側（州議会）の負担を少しでも抑える事が主な狙いだが、民事裁判が刑事裁判と比べて概ね、日時が掛かり易い―人間関係の絡みや地域事情への考慮も在り―事も考えた上で、裁判官の人事も後者に係る場合を優先する形とした。

### 第一四九条―各下級裁判所長の選出

一応は最高裁と同様に所属裁判官全員

に拠る互選の形としてゐるが、是亦最高裁長官の場合（第一四二条の解説参照）と同様、「裁判官候補者選考委員会」（以下、再び「選考会」）の方で予め、「所長候補」旨の意見を候補者名簿中の当該候補者の項に表記しておき、其の意見に沿つて内閣が指名し、州議会の審査と内閣の任命を経て、当該所属裁判官全員に拠る会議の席で選考会の意見を承認する形で互選され所長が決まる——と云う事が望ましい。

## 第一五〇条——

### 初等裁判に於ける住民参加

「初等裁判に於ける審理への住民参加」とは、現行憲法の下・地方（↓初等）裁判中の凶悪行為についてのみ行われている

「裁判員制度」を改善し且つ対象を拡大の上で発展的に引き継ぐものである。

二〇〇九年に始まった、裁判員裁判。

一〇年間で死刑判決が三七件（最高裁報告・二〇一九年三月末現在）。「裁判員制度も捨てたものではない」との思いを懐いてゐるのは筆者だけでは無からう。——併し乍ら此の制度、対象事件を凶悪行為に限つてゐる上、裁判員を全ての成年国民から秘密裏に籤引きで決めてゐる「が故、  
「口が軽い——評議の秘密を守り代れず周囲に話す——者」や「残虐な画像（事件現場の死体の写真等）を直視出来ない者」が選ばれる事……其の他諸々の問題を抱えつつ、運営されている。

其処で本案では、先ず裁判員の候補志

願者を予め公募に拠り確保—軍隊の「志願制」と理屈は同じ—の上で、彼等が各々、裁判員を務めるに適しているか否かを各初等裁判所の管轄区域に在る地方公共団体の議会等（特別市に在っては市議会中の法務委員会、郡に在っては傘下各市町村からの代表に拠る法務関係の会議）にて審査し、裁判員に適した—評議の秘密を死ぬ迄守り代れる・残虐な画像を直視出来且つ動揺しない、等々—人々を裁判員候補者として登録、彼等の中から一年毎に裁判員を選ぶ様にすると云う方法を想定した上で、公募且つ登録した人々を初等裁判の審理に参加させる事が出来る旨を表記した。

無論、詳しくは法律で定めるが、裁判員は議会議員の被選挙権者（二五歳以上）が

一年任期で務める（一期務めた者は満了後、一乃至数年間は裁判員に選ばれない）ものとし、裁判員裁判の対象事件も民事を含め全ての初等裁判とすべきだろう。

#### 第四節 検察機関其の他

第一五一条——検察庁の地位

第一五二条——検察官の任務

第一五三条——検察官の任期と任免

第七七条② 検察官は、最高裁判所の定める規則に従<sup>わ</sup>はなければならない。

裁判所と裁判官、其と共に裁判・特に刑事裁判—人が人間として生きる為に必要な事々に関する裁<sup>わ</sup>きの業—を行うに必

須の存在である筈の、檢察機關と檢察官にも拘らず、現行憲法では前記枠内の二行しか記されていない。本案では、檢察機關・即ち檢察庁と檢察官の存在の重要性を考えた上で、其の地位・任務と任期等について、手短乍らだが記した。三条分、纏めて解説を試みよう。

第一五一条と第一五二条は共に、現行憲法下の「檢察庁法」から一部分を抜粋する形で拝借した文言に、前者には「国会と行政府に対しては独立した存在」——裁判官と同じく「司法の一員」たるが故——である旨の文言を新たに、後者には「裁判所に拠る規則への服従の義務」旨の現行憲法中の前記枠内の文言の旨を殆ど引き継ぐ格好で、各々加えた。

其の上で、檢察官の任期を裁判官と同様に六年とする——裁判官との連携を円滑に進めるが故——も上限の年齢を超えない限りは重任を妨げない——事件の中身「或いは性質」に因つては捜査に日時が掛かるものも在るが故——ものとし、内閣が各檢察庁の長たる檢察官の任命権を行使するも、最高裁に対応する形で置かれる最高檢察庁の首長——現行憲法下の「検事総長」——だけは、国会の同意——可能な限り、最高裁の裁判官と同様に公聴会審査を行った上で——無しには任命出来ないものとし、尚且つ、二期を超えて務められないものとした。

第一五四条——其の他の司法業務従事者

裁判は、裁判所と検察だけでは出来ない。其の両者の構成員である裁判官並びに検察官にしてからが、指名と任命に際しては行政が権限を持っているし、其以外にも行政が司法に広く関わっている。其処で本案では、裁判官と検察官以外に行政府の裁量で登用し司法業務に携わる人々の存在を憲法で明示し、其の代表的な職種として、「執行官」「公証人」と「弁護士」の三つを特に表記し、其の上で彼等も亦、検察官と同様、裁判所が職権で定める規則に従う義務が在る事も併せて記した。

## 第七章 会計

現行憲法では「財政」と称せられてい  
る此の章だが、本案では敢えて「会計」  
と称している。「財政」では対象範囲が  
稍狭く、筆者としては感ずるからである。

### 第一五五条——財務処理の権限

第八三条 国の財政を処理する権限は、国会の議決に基いて、これを《行使し》なければならぬ。

「国の財政」を「国家の財務」と言い換える等、大衆にとつて繕り判り易かるう表現を追求した以外、現行憲法第八三条の趣旨を引き継いだ条文である。

### 第一五六条——課税の要件

第八四条 あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。

「あらたに…変更する」を「租税を課し、又は其を変更する」に、「法律又は法律の…」「↑何と問合ただろつこい表現だ！」による「法律に拠って是を行う」に、各々改めた以外、是も現行憲法第八四条の趣旨を引き継いでいるが、其の上で、地方公共団体に係る租税については、当該各地方公共団体が条例に拠って其を課す事が出来る—との旨を加えた。財務事情が地域に拠って異なる事も在る以上、当然だろう。

## 第一五七条——

### 国費支出と行政の債務負担

第八五条 国費を支出し、又は国が債務を負担するには、国会の議決に基くことを必要とする。

「国」を「行政」に改めた以外、現行憲法第八五条を殆ど引き継いだ。論を待たぬ所だろう。

## 第一五八条——予算の作成と国会の議決

第八六条 《内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、議決を経なければならぬ。》

現行憲法第八六条中の「内閣」を「行

政府」― 總統の命に拠り内閣が具体化する― に変え、大衆にとって繕り判り易からう表現を追求し述べ直した以外、現行憲法同条の趣旨を引き継いだ条文である。其を念頭に入れた上で、第七四条と第七六条・両者の解説を今一度、お読み戴きたい。

### 第一五九条― 予備費

第八七条 《予見し難い予算の不足に充てるため、《国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができ》る。

《すべて》予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承諾を経なければならない。

本案では、「予備費」・即ち共同体とし

ての国家が緊急事態に直面した際の為に予め確保しておく金銭の取扱いについては總統の権限として定義付けた。

本案が想定している国家機構は、所謂「大統領制」。其の下では、「予備費」を確保しておく且つ支出する権限は行政府の長・即ち總統に帰属する、と考えるのが自然だろう。

第二項については、「内閣は」を記さなかった上で多少の字句を変えた― 大衆にとって繕り判り易からう表現を追求するが故― 以外、現行憲法第八七条の第二項の趣旨を引き継いだものである。

### 第一六〇条―

公の財産の支出利用の制限

第八九条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の利用、便宜《若しくは》は維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育《若しくは》は博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

皇室財産―共和国に在っては純然たる私有財産と成る―の規定を記さない以外は、現行憲法の「財政」を「会計」に改めた上で基本的には其を引き継いでいるが、

① 地方公共団体に係る租税を、条例でも課せる。

② 民間に拠る慈善（奨学会・難民保護等）や教育（学校）そして福祉（高齢者又は障害者の療養施設等）の事業に対する公的融

資〔補助では無い！〕を法律で認める。

―と云った事を新たに書き加えた。

①については財務事情が地域に拠って必然的に異なる事を、②については民間の学校や福祉施設に対する補助が現行憲法下で行われている現状を、各々考慮しているが為だが後者に関しては、民間（此処では主に団体）の独自性を或る程度、保障する観点から、「あげる」事（＝補助・援助）は好ましいものではないと考え、「貸す」事（＝融資：借りるからには返さなければ成らない）のみを良しとした。

尚、現行憲法中の「博愛」―是亦、大衆の間では殆ど使われぬ言葉―についてだが、本案では、高齢者（老人）並びに障害者に対する一種の施しほどこしの業わざ―謂いわば「弱

きを助ける」と云う事——を意味するものと解し、「福祉」——一般的に「弱きを助ける」旨の<sup>むね</sup>意味で使われている。現行憲法中の「公共の福祉」とは別物——と記した。

### 第一六一條——決算と会計検査委員会

第九〇条 国の収入支出の決算は、《すべて》毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。

《会計検査院の組織及び権限は、法律でこれを定める。》

決算検査機関は一独行委（第一〇三乃至一〇六条の解説参照）とし、名も「会計検査委員会」（以下、「会検委」と称する）「院」（上皇・法皇・女院の御所／貴人の邸宅や別

荘）——と云うと何と無く「院政」とか「枢密（政治上の重要な秘密）院」等、非民主的且つ閉鎖的な感を禁じ得ない」。委員の数は五人以内としているが、職員を含め、「税理士」や「公認会計士」等の第一線級の法人会計の専門家達で固めて職務に臨<sup>のそ</sup>む必要が在ろう。

其の上で、段落を変えて会検委の主な権限を記した。公金の使い方に能率上の問題（＝無駄）が在るものと判断した場合には其の改善の為の具体的且つ建設的な意見を提言出来る様、明記しているが、是は、同業間の競争とは殆ど無縁と云う環境下では放っておくと無駄に走り易い、と云う事を前提としているが為である。決算に係る行政府の責務については、

次年度に於いて決算書と会検委に拠る検査報告書とを国会に提出する旨は現行憲法から引き継ぐが、其の上で、遅くとも次々年度予算案を提出する前の日迄に国会の承認を得る旨の期限を設定し、決算についても迅速な対応で処理する事を促す形とした。

## 第一六二条――

### 行政府に拠る財務報告の義務

第九一条 内閣は、国会及び国民に対し、定期に、少くとも毎年一回、国の財政状況について報告しなければならない。

本案の第一六二条は、国家の財務状況についての報告を「行政府――総統を始め

とする――の責務」としている以外、現行憲法第九一条の趣旨を殆ど引き継いでいる格好としている。但、現行憲法同条中の「定期に」は特に記す必要が無いものと考え、本案では省略した。

## 第八章 外国人

本案では、外国人に関する規定を敢えて設けた「恐らく、本案が実際の憲法と成れば「世界で初めて」か?」。此の国・日本を訪れる外国人、更には日本に定住せんとする外国人は、相対的に見て、増える事或いは増減を繰り返す事は在っても「右肩下がり式」に減って零ぜろに近付く事は無かろう――江戸時代の如く「鎖国」

を敷かぬ限りは―が故、日本に於ける外国人の権利と義務についての基本的な規範を最高の法・即ち憲法に於いて明示しておく必要が在る―と考えるからである。

### 第一六三条――

#### 定住外国人の権利と義務の範囲

日本国内に於いて定住する外国人（以下、定住外国人）については、「参政権」と「国家及び地方に於ける公権力の行使に関わる職で且つ其に就く為の資格が此の憲法及び法律で定める所に抛り日本国民に限られるものへの任用」を除外の上で、其の他の権利と義務について日本国民と同様に保障するものとした。

### 第一六四条――外国人議會

「外国人議會」は、法の上では日本国民に成る資格が在り乍らも敢えて外国人として日本国内に永住する人々を対象に、彼等の意見も国政に反映させる機会を確保すべく置くものである。「法律等の制定：に關して請願」出来るが、其の対象は憲法に關わる以外の法に限っている。憲法に關して迄認めると成ると、国民と外国人との區別を否定する事と成るし、亦、其に抛つて、日本国民が築き上げて来た「良い意味」での土着の文化（特に言語）自体迄もが否定され兼ねない。同議會が議決した請願等は国会議長の名で国会に提出され、請願等の内容が實際に叶うか否かは国会での議決次第。尚、同

議会の総定数を「国会の一〇分の一以下」としているが、法律で定める実際の運営については、現在の外国人の数を基準とする場合、三〇人程度が妥当だろう。亦、議員の選出に際しては、各選挙権者・即ち永住権を持つ成年人たる外国人の国籍に照らして一つの国家又は複数の近隣国家群を以て一選挙区とした上で、国籍別の人口に比例する形で各区毎の定数を認定する事が望ましかろう。

### 第一六五条——定住者以外の外国人に

#### 対する権利と義務の適用制限

定住外国人以外の外国人について、行使し得る権利と義務の範囲を限定し狭くする事は、独立国家として至極当然の権

限である。

其の上で「身体及び精神…：必要不可欠…：同様の処遇を施す」旨の但書を記しているが、是は所謂「政治難民」・即ち自身が定住していた国家—共同体としての—に在って内乱等の武力を伴う乱行が起こつていて危険な状態に陥っているが故に其の地を離れざるを得ない状況に置かれている人「々」の発生を想定している。



「当該外国人の…：安全を確保…：処遇を施さなければ成らない」と記してはみたが、現実には、「アルカイダ」や「帰依的イデオロギカルテロ州」…：等と云つた「テロ組織」を引き合えいに出す迄も無く、他方で疫病対策の意え味も含め、外国人の受け入れについては

慎重に慎重を期し且つ厳しい―「窓を開けても蠅はえは入れない」―姿勢で臨のぞまねば成るまい。

本案が現実の憲法と成ったあかつき暁には、外国に繋がっている全ての港や飛行場（空港）に於ける検疫や検問を更に強化し二四時間且つ年中無休の体制で臨む事は勿論だが、定住を希望する外国人―無論、難民も含め―については特に、外国に繋がっている全ての港や飛行場の直ぐ近くに専用の寄宿舎付き施設を置き、入国から一定期間（概ね一箇月が目安か？）は其処に住ませ、身体や脳の状態から思想信条に至る迄くま限無く検査を行い、心身共に健康で且つ暴力的な思想が無い事が裏付けられた外国人に限り、定住の上で就労或いは

留学を認める―と云う体系を、法律を通して整備しておきたい。

## 第九章 憲法改正

### 第一六六条―改正する場合の要件

第九六条 この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならぬ。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。

若し憲法を改正しようとする場合、其

の改正案を「総定数の二〇分の一以上の  
国会議員に拠る団体」即ち「法案提出権  
を行使出来る政党」或いは行政の何れ  
かが提出出来るものとした。

其の上で、国会の発議に必要な賛成票  
を「総議員の過半数」に、亦其に続いて  
行われる国民投票の有効投票数を「全  
ての成年者たる国民の過半数」に、各々設  
定したのは、前者については、現行憲法  
に於ける「〔両議院各々に於いて〕総議  
員の三分の二以上の賛成」では国民一般  
が憲法について意思を示せる機会が中々  
確保出来ない様に思えるからであり、後  
者については、「最高の法」を改めるか  
否かの「一大事」については成年者たる  
国民全ての投票で決めるべき、と云う理

想と、諸事情在って投票へ行けない人々  
の発生と云う現実との「妥協点」として  
は、「全成年国民の過半数」がぎりぎりの  
設定―と考えるからである。

亦、国会の発議と国民投票との間を「一  
八〇日以内」即ち「六箇月以内」とする  
のは、憲法改正の内容を周知徹底し国民  
各々に熟慮の上で判断そして投票して戴  
く為には其だけの期間が必然的に要る―  
と考えるからである。

尚当然乍ら、現行憲法中の「国民の名  
で」は本案では記しておらず―無論、日  
本に定住し乍ら日本国籍を敢えて得よう  
としない外国人を除いて此の大地・日本  
列島にて生まれ育ち且つ定住する人々全  
てが「日本国民」だから―、亦、「此の憲

法と一体…として」については不必要な文言と思える―率直に言って「間怠まだるっこい言い回し」にしか見えぬ―が故、是も本案では敢えて記さなかった。

### 第一六七条―改正出来ない事項

憲法改正の必要が如何に生じようとも、是だけの変えては成らぬ事々として、「世襲制度の制定」即ち「共和制を否定し、君主国とする事」と、「必要最小限の道徳の否定」とを、各々明示した。共に、本案の前文に記してある、民主政治の運営に必須と成る諸々の理念―安心・安全・健康・公平・自由・純潔・清潔・平等そして平和―を根本から否定する事に繋がるからだ。更に絞り込んで言うなら、「共

和制の否定」は「公平」と「平等」に、「必要最小限の道徳の否定」は「安心」「安全」「健康」「清潔」そして「平和」に、各々相反する。

### 国旗・国歌と年記について

―番外的な補足として

本案では、「国旗」と「国歌」そして「年記（暦の言い方）」については敢えて記さなかった―法律で規定すれば事足りるものと考えるが故―が、三者は各々、国家としての象徴的な役割を担う媒体と成るが故、本案解説の番外的な補足として、

筆者そして「全日本共和党」としての見解を、此の機会に述べておきたい。

国旗について 日章旗(日の丸)を引き続き、日本の国旗とする事自体に異論は無い。日の丸は「太陽」を表している。太陽は昔から「希望の象徴」として扱われ、崇められて来た。そうした「太陽信仰」は日本のみならず、世界各国でも古くから在る。

国歌について 日本の国歌を新たに作る必要が在る。現行の『君が代』は、作詞(『新古今和歌集』に在る作者不詳の一歌を基にした、との事)と作曲が「宮内省」内で行われ、一八八〇年(明治一三)一月三日、宮中に於いて、時の天皇(睦仁)の誕生日の席上で初演された。此の事からだけ

でも、君主(天皇)讃美の歌である事は明らか。君主に対する讃美が国家機構に拠って其の国家の象徴的な手段として使われる事は、民主政治の理念―此処では特に「公平」と「平等」―とは矛盾する。―「太陽」―日本の国旗にも描かれている―と「富士山」とを含め「日本古来の自然を讃える」旨の歌詞とするならば、誰もが納得して歌える日本の国歌が出来るものと信ずる。

「富士山」に関し今一つ、付け加えて言うなら、「全日本共和党」としては、国際連合に拠る「世界文化遺産」―本来、「人が作ったもの」を評価し後世へ伝えて行く為の制度―としての登録―「世界自然遺産」としての登録

が難しいとやらで「宗教と芸術の話」に擦り替えて強引に「挽ぎ取った」感がある――を一旦、返上した上で、富士山自体は無論、周辺区域の塵を完全に一掃し、登山に制約―人数制限と完全予約制の導入、等々―を課した上で改めて、正々堂々と「世界自然遺産」としての登録を目指したい。

年記について 共和国を営むならば当然、時の君主と運命を共にするが如く変わるが故に永続性が無い「元号」は、公の領域では無縁と成る。当然、公の領域では西暦を暫定的に使う。「暫定的」と云うのは、「現生人類が何時、興ったか」と云う事が未だ判っておらず、一方で西暦―キリスト教の開祖「イエズス（ジ

―ザス）」出生の年を「一（元）年」として定められるも何時からか擦れが生じて（イエズスの出生年が「紀元前四年」に）今に至っている―以外に「普遍（不変）且つ世界共通の年記方法」が無いからである。「現生人類発生の年」が裏付けを伴って確定に至れば、其の「現生：年」を「一（元）年」として、西暦から乗り換えて使っていきたい。

但、此の事は、「元号」自体を公権力で葬ろうとするものではない。「元号」が宗教（此の場合は神道）の教義に基づくものであれば、其の変更―含む存廃―の権限は当該宗教の長（此の場合は天皇）に在り、公の組織・即ち国家機構に変更・存廃を左右する資格は無い。が故

に、若し此の国・日本が共和国として  
営まれる中で、「元号」が公の領域と  
は別個の場で「民間の領域に在って」  
今後変更を繰り返しつつ使われて行  
くならば、「信仰の自由の一環」と解  
し黙認されるべき―と筆者そして「全  
日本共和党」としては考える。

---

## 結 び と し て

本案作りに該<sup>あた</sup>って現行日本国憲法から敢<sup>あ</sup>えて引き継がなかった条文は複数且<sup>か</sup>つ少なからず在るが、其<sup>それ</sup>等の中<sup>うち</sup>の「最たるもの」が、次梓―敢<sup>あ</sup>えて点線とした―内の条文である。

第九七条 この憲法が日本国民に保障する基  
本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の  
努力の成果であつて、これらの権利は、過去  
幾多の試練に堪<sup>え</sup>へ、現在及び将来の国民に対  
し、侵すことのできない永久の権利として信  
託されたものである。

此の文言、日本には語る資格が無い文  
言だ―と筆者としては敢<sup>あ</sup>えて言う。其の

理由について語るには、少なくとも江戸  
時代の初期・戦国時代の終焉<sup>えん</sup>の直後に迄<sup>まで</sup>  
、遡<sup>さかのぼ</sup>る必要が在ろう。

一六二〇年（元和<sup>げんわ</sup>六）、宗教上の迫害か  
ら逃れ新天地を求めて船出し且つ生き残  
った五三人（↑当初は一〇二人だったが、疫病  
等で四九人が死んだ）の連合王国（イギリス）  
民有志、続く彼等の子孫達は、新たな共  
同体（Ⅱ共和国）を築くべく、先住民そ  
して欧羅巴<sup>ヨーロッパ</sup>諸国―母国イギリスを始めと  
する―と戦いつつ開拓を進める中で、中  
世の欧羅巴に於ける法学者や哲学者が著<sup>あつ</sup>わ  
した民主政治の思想・理論を具体化し実  
践を積み重ね、遂<sup>つい</sup>には憲法を世界で初め  
て作り（一七八七年「天明七」）、「アメリカ  
合衆国」を築き上げた。武力を伴う戦い

には死人が少なからず出るものであり、其等屍の積み重ねの上に、世界で最初の憲法が作られた。——アメリカ合衆国には、そうした「権利を自分達で勝ち取った」歴史が在る。

此の国・日本には併し、そうした歴史が無い。「序説の一部を敢えて繰り返すが、」日本の憲法は明治以降、二度に互って制定されたが共に、純粹に日本国民の総意の名の下に自分達の頭と手とで創造したものではない。「大日本帝国憲法」（旧憲法）は明治政府の役人達が秘密裏に造り上げた、謂わば「お上」が与えた——故に「発布」と云う——ものであり、其を「お外」——主としてアメリカ合衆国——が主導権を握って全面的に改めさせ（当時

の首相が草案作りの課程で可也、関与したと聞いているが）、国会の議決と云う型を繕つて日本国民へ与えたのが、現行の日本国憲法だ。——そんな歴史を考え併せた場合、前梓・現行憲法第九七条の文言は「此の憲法は、世界で初めて憲法を創造した合衆国が、権利を自ら勝ち取った先祖代々の経験を活かしつつ、権利を自ら勝ち取った経験を持たぬ日本国民の為に拵え、彼等に与えるものである」旨を誇示する意味で記したものでか——との感を覚えるのは筆者だけなのか。

何れにせよ、「国民が体制をくたばらせ、権利を自分達で勝ち取った」歴史が日本に無い事は史実であり、今後も否定し得ない。其故、本案では自戒も込めつ

つ、前梓・現行憲法第九七条の如き文言の記述を敢えて避けるものとする。



前文の解説（六六―六八頁参照）にて、「地球が無くなる事が在っても、人類は、地球と同じ様な空気と水を持つ他の「新しい」惑星へ移り住む事（『「人類大移動」』に拠つて、永遠に生き続けるだろう」と云う期待を持つる旨を述べたが、其を補足する意味で今一度、締め括りに述べておきたい。

人類が地球と同様の空気と水を持つ他の惑星へ行くには、「超光速」に拠る交通手段の実現が不可欠と成る。一方、天文学に拠ると、恒星（スター）の寿命は七〇億年であるが故に太陽は今から凡そ三

〇億年後に自らの周囲を廻る惑星―含む地球―と衛星を呑み込んだ末に爆発して消滅する、と云われており、地球の表面は其に先駆けて、今から凡そ一〇億年後にも干からびて殆どの生物が生きられなくなる状態と成る―と聞いている。

其故、「超光速」の実現は正に、人類にとって究極の悲願である―と云う事に異論は無からう。二二世紀末の地球が他の惑星の悪人達に拠る化学攻撃を受け、人類絶滅が迫った所で別の惑星の招きを受け、一〇数万年の距離を悪人達と戦いつつ一年で往復し、特別な浄化装置を手に入れ人類を救う―と云う旨の漫画が在ったが、二二世紀末迄には無理としても、研究と技術革新を根気強く積み重ねて行

けば、一〇億年後を待たずして「超光速に抛る交通手段」が叶うだろう。

但し、「超光速…」に抛る「人類大移動」が叶うには、其の研究と技術革新の積み重ねに加え、「地球上の全ての人々が「必要最小限の道徳」を無意識の内に実践し且つ「謙虚」と「助け合い」の精神を移住先と成る惑星に先住している動物に対して發揮出来るか」に掛かっている。少なくとも「悪しき争い」が個々人の間―犯罪・事件―から国家間―戦争―に至る迄起きている内は、「人類大移動」は叶い得ない。

地球の表面が干からび始める前に何とすることも叶えたい、「超光速…」に抛る人類大移動。其が叶う迄に何としても叶え

たい、否、叶えねば成らぬのは、「必要最小限の道徳」を全人類共通の絶対規範とする事、即ち、世界の全ての人が「必要最小限の道徳」を日々、确实且つ自然に実践する事である。

本案第七条・第三項の解説（二〇一―一〇三頁参照）を補足する格好と成るが、民間の日本国民有志に抛る非営利法人（主として公益目的の財団又は社団）を介しての自発的な国外活動に対する支援―主に、融資・技術供与並びに〔現地での様々な危険リスクに立ち向かい其を克服せしめる為の〕実技訓練の機会の提供―を通して、食糧生産や医療（保健・衛生）と共に教育―「必要最小限の道徳」を軸とする徳育を中心に―の支援を、途上以下の国々から始めて

「何年、何十年、否、何百年と掛かって  
でも」世界・地球の津々浦々に普及させ  
る事。――本案が若し、現実の憲法と成  
り、日本国が共和国として新たな歴史を  
刻み始めた<sup>あかつき</sup>暁には、此の事を新たな平時  
の国際貢献の業とする事と成ろう。無論、  
先ずは自国内に於いて「必要最小限の道  
徳」を軸とする教育を確実に行う事が大  
前提と成るが。

〈了〉

## 引用及び参考文献

◆既存文献の文言を引用したものについては、引用元たる当該文献の名称を引用箇所の直ぐ後に記した。

◆本書の執筆に際しては主として、インターネット間網の『ウイキペディア・フリー百科事典』を参照した。

### 参照した其の他の間網媒体

- 自由民主党「日本国憲法改正草案」
- 内閣官房「平和安全法案等の整備について」
- 『デジタル大辞泉』（小学館）

### 参照した書籍等の印刷物

- 『読売新聞』一九六〇年二月三〇日
- 『朝日新聞』一九六一年二月二日、

二〇一五年一〇月二二日

『新版 体系憲法事典』

杉原泰雄・編（青林書房新社）二〇〇八年

『世界の学校』

伊藤正則（三一書房）一九八八年

『胎児教育』 大島清（ごま書房）一九八八年

『二時間でわかる図説アメリカのしくみ』

柳沢賢一郎・編（中経出版）一九九九年

『日本史大事典』（平凡社）一九九三年

全日本共和国の  
新「日本国憲法」案

2017年2月1日 初版発行  
2020年4月14日 修正第六版発行

著作・印刷及び発行者

佳羅研究所

<http://www.kar2007el.ecweb.jp/>

【お問い合わせ先】

[s9p-14@kar2007el.ecweb.jp](mailto:s9p-14@kar2007el.ecweb.jp)

©佳羅研究所 2020年